

福祉文教委員会会議録

令和6年3月7日(木)
(開会) 10:00
(閉会) 17:19

【 案 件 】

1. 議案第 5 号 令和6年度 飯塚市介護保険特別会計予算
2. 議案第23号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例
3. 議案第21号 飯塚市青少年問題協議会条例及び飯塚市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
4. 議案第22号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例
5. 議案第24号 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
6. 議案第32号 財産の譲渡(旧山口コミュニティセンター建物)

【 報告事項 】

1. 第9期飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定について (高齢介護課)
2. 第4期飯塚市障がい者計画及び第7期飯塚市障がい福祉計画・第3期飯塚市障がい児福祉計画の策定について (社会・障がい者福祉課)
3. 飯塚市学校給食調理等業務の受託候補者特定について (学校給食課)
4. 飯塚市行政経営戦略推進ビジョン・プランの策定について (業務改善・DX推進課)

○委員長

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。

この際、委員会の運営方法についてお諮りいたします。「議案第5号 令和6年度 飯塚市介護保険特別会計予算」及び「議案第23号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」、以上2件については、関連があるため、一括議題とし、案件に記載の報告事項の1「第9期飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定について」も関連があるため、併せて、報告を受けたいと思います。

以上のような運営とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ご異議がないようですから、そのように運営をさせていただきます。

それでは、「議案第5号 令和6年度 飯塚市介護保険特別会計予算」及び「議案第23号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」、以上2件については、関連があるため、一括議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。併せて、案件に記載の報告事項の1「第9期飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定について」、報告を求めます。

○高齢介護課長

ではまず、「議案第5号 令和6年度 飯塚市介護保険特別会計予算」及び「議案第23号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」の補足説明を先にいたします。さきに「議案第23号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」のほうから説明させていただきます。

議案書の31ページをお願いいたします。介護保険事業につきましては、介護保険法におきまして3年を1つの期間として、サービスの事業量、事業計画を定めるように規定されており、令和6年度から令和8年度の3年間は第9期の事業計画期間となりますが、後ほど報告させていただきます事業計画の中に、介護保険料についての記述がございます。

その事業計画を高齢社会対策推進協議会及びその専門委員会での審議と併せ、市民への意見

募集を行い、2月1日に本協議会から市長に答申を受け、第9期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定し、介護保険料の改定に至っております。

まず初めに、介護保険料の算定概要につきまして、本委員会に提出の補足資料に基づき説明をさせていただきます。

資料①の1ページをお願いいたします。本市の第9期計画期間中の高齢者人口、要介護等認定者数及びサービス利用者数等の推計は表の1のとおりとなっております。これを基に、下の表の2の「介護保険給付費の算定」を行いましたところ、3年間の介護給付費推計の合計額が、一番右下の欄になりまして、約468億9920万円となります。

次に資料①の2ページをお願いいたします。まず、表の3の第1号被保険者の「保険料収納必要額の算定」でございますが、先ほどの3年間の介護給付費推計の合計額約468億9920万円に第1号被保険者の負担割合23%を乗じて算出すると、107億8681万6千円となります。これから、国からの調整交付金6億8682万9千円と準備基金取崩額7億円、保険者機能強化推進交付金等交付見込額3071万1千円を差し引いた93億6927万6千円が第1号被保険者の保険料収納必要額となります。

次に、その下の表であります4の「第1号被保険者保険料基準月額額の算定」でございます。先ほどご説明いたしました3年間の第1号被保険者保険料収納必要額93億6927万6千円を、保険料の予定収納率99.3%、所得段階別の第1号被保険者の補正人数11万1909人で除し、さらに12月で除しますと、月額介護保険料額が算出され、令和6年度から3年間の保険料基準月額を7026円に設定するものでございます。

続きまして、資料①の3ページをお願いいたします。表の5の「第1号被保険者の所得段階別保険料（第8期と第9期の介護保険料比較）」でございます。表の左側が現在の第8期計画、右側が令和6年度からの第9期計画の所得段階区分別の保険料比較表でございます。第9期計画におきましては、国の「標準段階の9段階から13段階への多段階化」、「高所得者の標準乗率の引上げ」、「低所得者の標準乗率の引下げ」等に伴い、現行の段階を20段階から17段階に見直し、低所得者の保険料上昇の抑制を図っております。また、低所得者の第1段階から第3段階までは、第8期計画と同様、公費投入による負担軽減措置が取られており、保険料率が第1段階では第8期の0.3から0.285へ、第2段階では第8期の0.5から0.485へ、第3段階では第8期の0.7から0.685へ変更となっており、より一層低所得者の負担に配慮した措置が取られております。

本市におきましては、第1段階から第4段階の割合、基準額に満たない方が全体の約53%を占めており、全国の割合は、令和5年度厚生労働省老健局介護保険計画課調べ、令和5年4月1日現在の状況による被保険者数の割合では、第1段階から第4段階の割合は、約46.5%であり、全国よりも6.5ポイントほど高い割合となっております。

次に、今回、第9期計画の主な改正点といたしましては、第9段階が「本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の人」に、第10段階が「同じく420万円以上520万円未満の人」に、第11段階が「同じく520万円以上620万円未満の人」及び保険料率を「2.10」に、第12段階が「同じく620万円以上720万円未満の人」及び保険料率を「2.30」に、第13段階が「同じく720万円以上750万円未満の人」及び保険料率を「2.40」に、第14段階が「同じく750万円以上800万円未満の人」及び保険料率を「2.70」に、第15段階が「同じく800万円以上850万円未満の人」及び保険料率を「2.90」に、第16段階が「同じく850万円以上900万円未満の人」及び保険料率を「3.10」に、第17段階が「同じく900万円以上の人」及び保険料率を「3.30」に変更しております。

第9期計画については、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、先ほども説明いたしました「標準段階の多段階化」、「高所得者の標準乗率

の引上げ」、「低所得者の標準乗率の引下げ」等により、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化し、負担能力に応じた負担とすることで、低所得者の保険料の負担軽減を図ることといたしております。

資料②につきましては、国の第1号保険料に関する見直しの成案（標準9段階から標準13段階への見直し）の資料となります。標準9段階と最高乗率1.7を標準13段階と最高乗率2.4に改めるものとなっております。

以上で資料の説明を終わります。議案書の32ページをお願いいたします。条例の新旧対照表にてご説明をいたします。

第9期計画の保険料につきましては、資料①の3ページで説明しました所得段階区分を20から17の所得段階区分に変更するものでございます。

最後に、40ページに附則を記載しておりますけれども、この条例は、令和6年4月1日からの施行としており、経過措置として、令和5年度以前の保険料につきましては、なお従前の例によることといたしております。

以上、簡単ではありますが、「議案第23号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」の補足説明を終わります。

引き続き、「議案第5号 令和6年度 飯塚市介護保険特別会計予算」の補足説明をいたします。

本予算は、先に説明しました令和6年度から8年度までの「第9期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の初年度の予算となりますが、歳出に計上しております保険給付費、また、それに関連いたします費用につきましては、当初予算編成時点において、第9期計画が確定していなかったために、令和5年度決算見込額をベースに積算しております。そのため、第9期計画に計上しております給付費等の数値につきましては、過去の伸び率、制度改正による変更及び当初予算編成後に把握できた諸係数について反映した中で計上し、当初予算額と第9期計画への計上額が一致していませんことをまずはご了承願います。

では、予算書の299ページをお願いいたします。第1条第1項で、予算の総額を歳入歳出それぞれ156億9914万円と定めるものでございます。令和6年度飯塚市介護保険特別会計予算の主な概要につきましては、当初予算資料のほうで説明させていただきます。

当初予算概要書の59ページをお願いいたします。まず、歳入の主な項目について説明させていただきます。

介護保険料につきましては、先ほど、飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例の説明の中で、第9期計画では17段階に設定しております。第1号被保険者数を、特別徴収対象者3万5034人、普通徴収対象者4992人、計4万26人と推計し、前年度より9817万7千円減の29億2482万9千円としております。

減額につきましては、第9期計画におきまして、保険料基準月額減及び第1号被保険者数の減が大きな要因でございます。

国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び次ページの繰入金の1つ目の白丸の一般会計繰入金につきましては、歳出の保険給付費等に応じて、それぞれの財源負担割合で計上しております。

次に、2つ目の白丸の介護保険給付費等準備基金繰入金につきましては、財源調整のため、準備基金から繰り入れるものです。

続きまして、同ページにあります歳出の主な項目について説明させていただきます。

認定調査等費の4523万9千円につきましては、認定調査等に係る経費で、前年度に比べ722万3千円の増となっておりますが、これにつきましては、今後、介護認定申請件数の増加が見込まれ、主治医意見書等作成手数料の件数が増となることが主な要因でございます。

次の保険給付費では、1つ目の白丸、介護サービス等諸費から、5つ目白丸、特定入所者介

護サービス等費まで、それぞれの増減を示しており、全体で保険給付費につきましては、前年度より2億8064万5千円の増となっておりますが、この保険給付費の増額につきましては、介護サービス等諸費が増となるのが主な要因でございます。

地域支援事業費につきましては、まず、1つ目の白丸、介護予防・生活支援サービス事業費の6億4272万7千円は、主に総合事業のサービスに対する事業費でございます。前年と比較しますと2307万円の減となっております。

次に、2つ目の白丸、一般介護予防事業費4017万8千円につきましては、認知症予防教室事業や高齢者筋力アップ教室事業をはじめとする各種介護予防事業の実施に要する経費を計上しております。

続きまして、3つ目の白丸、包括的支援事業・任意事業費として、3億9357万5千円を計上しております。主な内訳としましては、1つ目の黒丸、総合相談事業費につきましては、平成31年4月から市内全ての地域において委託しております地域包括支援センター運営委託料であります。また、2つ目の黒丸、任意事業費については、233万7千円の減となっておりますが、主な要因としましては、介護サービス相談員謝礼金の増額となるものの、配食サービス事業費の食数見込減による減額などによるものとなっております。

以上、簡単ではございますが、「議案第5号 令和6年度 飯塚市介護保険特別会計予算」及び「議案第23号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」についての補足説明を終わります。

次に、令和6年度から令和8年度までの「第9期飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定しましたのでご報告いたします。

報告事項、資料1の「飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」をお願いいたします。

まず初めに、昨年12月12日の本委員会におきまして、本計画の市民意見募集についての報告の中で、計画の概要につきましてはご説明しておりましたので、本日は、それ以降の経緯と追加事項について、ご説明させていただきます。

前回の報告以降の経緯につきましては、昨年12月1日から本年1月4日にかけて市民意見の募集を行いました。110名の市民の方から意見をいただきまして、素案を一部修正した後、計画策定の諮問機関であります、1月10日開催された専門委員会及び1月24日開催された高齢社会対策推進協議会の審議を経まして、2月1日に本協議会から市長へ答申を受け、策定されたものであります。

また、昨年12月の本委員会での説明以降の追加事項としましては、56ページからの「第6章 介護保険事業の推進【介護保険事業計画】」の部分になりますが、介護報酬改定等の諸係数の提示があったため、サービスの利用者見込みや、それに基づく給付費の見込み等の算定を行い、令和6年度から令和8年度までの各種見込み量等の表に数値を記載しております。

また、73ページになりますが、給付費見込みの総額に対する保険料収納必要額を算定し、74ページに記載のとおり、令和6年度から令和8年度までの月額介護保険料基準額を7026円、年額8万4310円と設定し、75ページでは、第1号被保険者の所得段階別保険料を表で示しております。

最後となりますが、83ページからは、この計画を補足する資料編となっております。

以上、簡単ではありますが、「第9期飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定について」の説明を終わります。

○委員長

説明並びに報告が終わりましたので、議案2件及び報告事項1件について一括して質疑を許します。質疑はありませんか。

○永末委員

令和6年度の飯塚市介護保険特別会計予算の分で、ちょっと2点ほど、すみません、お聞かせください。1点が先ほど課長のほうからもし説明がもしかしたらあっていたかもしれないんですけど、ちょっと私のほうでちょっと理解ができなかったので、聞かせてほしいんですが、まず今回議案第23号で介護保険条例の一部を改正する条例ということで、介護保険料の改定を提案されていますが、提案後の介護保険料というのが、令和6年度の特別会計のほうに反映している状況なんですかね。

○高齢介護課長

当初予算のほうでは今回提案しています7026円の基準額の保険料の分で計上しております。

○永末委員

分かりました。あと1点が、介護保険特別会計予算のほうの地域包括ケアシステムの委託料ですかね、支援センターの委託料の分が出ていましたけど、当然こちらは必要な委託料かと思うんですけど、実際地域包括ケアシステムの進捗状況というのはどのような形になっているのでしょうか。詳細には必要ないですけど、大体この辺りでこういうふうに進んでいますというふうなちょっと答弁を頂きたいんですけど。

○高齢介護課長

地域包括システムにつきましては医師会のほうと定期的な全体会議とか、それぞれの専門部会の会議が行われておまして、飯塚、桂川、嘉麻と連携しながら随時、進捗的には構築とあと推進に向けて進んでおります。

○永末委員

大体分かりましたけど、ケアシステム自体、多分何か所かに委託されていると思うので、そこそこでの構成の仕方があるかと思うんですけど、その辺り例えば今構築中であるのか、ある程度、何でしょう、その完成形というのがあるのかどうか分かりませんが、その辺りが何年度ぐらいまでにある程度形ができてくるみたいなところは分かりますか。

○高齢介護課長

地域包括ケアシステムについては、ある程度形は出来上がっておりまして、それぞれの協議会、部会ごとで今からその分を強化していく、今後の取組について今後の高齢化に向けまして、その辺で強化し、推進をしていくような形になっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

この第9期の介護保険料の説明の中で、前回12月に請願が出ましたよね。この請願の反映というのはどのくらいされているのかお尋ねします。

○高齢介護課長

今回の保険料算定につきましては、本年度12月議会において、介護保険料の引下げに関する請願が賛成多数で採択されたことを受けております。請願の内容を精査したところ、この内容を読ませていただきますが、電気代や水道代などのライフライン、食糧費、日用雑貨品など物価高騰が続き市民の暮らしはますます大変になっています。もう節約することがない、途方に暮れていると、そういった方、実際所得の低い方の深刻な声も入っている中、それプラス介護準備基金の積み上げが結構今年度末でいきますと10億円ぐらいになりますので、その活用についてがうたわれていたと思います。その請願を受けながら今後の給付の見込数、それとか低所得者に配慮しながら、今回の保険料の算定に至っております。

○兼本委員

別に低所得者とかいうのは書いてないと思うんですけどよね。介護保険料の引下げに関するということは全体的に引下げをしてほしいということで、私どもは認識して請願に賛成したんです

けども、どこから低所得者と、低所得者だけがあるんですかね、物価高騰が続いて暮らしが大変になるのは低所得者だけなんですか。そういうふうな認識なんですかね。

○高齢介護課長

決してそういった、この請願につきましては、先ほど質問委員が言われますように、中の介護保険料の引下げということで、低所得者に限ってとか、高所得者がどうのこうのとかいう文言はありません。その中で、今回の保険料算定の分につきましては、国の方針等を鑑みた中で、このような算定をしております。ですから、高所得者の方でもそういう物価が上がれば、生活が苦しくなることはあるかと思しますので、決してそういった低所得者向けの請願であったとは思っておりません。

○兼本委員

どのようにこの請願の内容が反映されたんですかということをお伺いしているんですが、もう一度お願いいたします。

○高齢介護課長

保険料の算定、先ほどと同じ繰り返しの答弁になりますが、請願とか市民意見がありましたその中で、今回の保険料の算定につきましては低所得者層の軽減を図り、高所得者層の乗率を上げることのその分の増額分を低所得者のほうに割り当てることで軽減を図っている形になってきますので、この請願を無視したわけではございません。

○兼本委員

じゃあ高所得者はなぜに高くなっているんですか。その辺の説明というのは必要なんじゃないんですか、私たち議員に対して、市民に対して。全体的な請願は、介護保険料の引下げに対する請願なんですよ。その辺り何でこうなったのかというような説明をしないと、皆さん納得できないんじゃないかと思うんですが。その辺りの説明がなかったように思いましたので、伺っております。

○高齢介護課長

今回、実際、基準額は下がっておりますけど、低所得者のほうの保険料は下がり、高所得者のほうが増額という形になっております。これにつきましては、国が示しております支払能力に応じた仕組みの強化の方針を掲げており、高所得者層の保険料の引上げ、引上げられた分を先ほどと同じ答弁でありますけど、増収分を低所得者層の負担軽減に充てるとの方向性もあります。それと以前から飯塚市につきましては、基準値を超える方、高所得者の方については、応分の負担をしていただくことで、ずっと保険料設定をしてきましたので、その経過といえますか、国の方針、まずは国の方針に従う、従うといえますか、それをまずは前提に置いて、今回の保険料の算定に至っております。請願のことも頭の中にあつたといえますか、全体的な特化した分で、低所得者に対する特化した分ではないということをお踏まえた中で、こういった、算定となっております。

○兼本委員

結局今回の、ちょっと今資料を見させていただくと、7億円、基金の7億円だけしか、この介護保険料の引下げに関する請願の中にも書いてありますけれども、基金が多いので切り崩したほうがいいんじゃないかというふうになっているわけですね。そこはされました。でも高所得者の方は上げます。じゃなくて、基本的に7億円を使って計算したらこのぐらいの金額になるんだけど、ここも下げないといけないんじゃないかというようなお考えでこの計画は計画されてないんですか。7億円は全体から差し引いたわけでしょう。これだけの金額がかかりますよという差、見積りというか、金額を出されたわけでしょう。出されたんだけど、ある一定の人たちの分に関しては、その部分の金額が7億円というのが、結局ごめんない、じゃあ7億円がなかった場合というのは、この基準額というはもっと高くなるということなんですか。どのくらい高くなるかちょっと教えてください。

○高齢介護課長

今回お示ししております17段階で料率、この料率でいったときに、7億円をまず、基金を全く使わなかった場合につきましては、標準月額が7551円という形になります。

○兼本委員

そうすると、標準月額、これを計算していくと今回7億円を使うことによって、七千四十幾らでしたっけ、決められた額が7026円でしたっけ、7026円でしょう。それで計算していくと、結局、高所得者の方からの負担がますます増えましたという形になっていませんか。結局、低所得者さんの分に高所得者の所得の再配分をされているわけでしょう、ここ。というのが段階的に高所得者のところが急激に上がっているじゃないですか。なおかつ、その中に20段階あったのを17段階に下げて、利率もガンと上がっています。ここがちょっとよく分からない。本当に請願を考慮してあったのかどうかというのがちょっとよく分からないので、その辺をお伺いしたいんですけども。

○高齢介護課長

今回の保険料の経過になりますけど、先ほどまず国の方針がお示ししましたとおりになっております。国につきましては標準段階を9段階から13段階への見直しと高所得者層の乗率の引上げ、低所得者の乗率の引下げということでやっておりまして、今回うちの分が第1段階から第13段階までは国の見直しの内容に、まずは一つ合わせております。以前うちが9段階の国に合わせておったんですけど、国が標準乗率13段階の上が2.4までありましたので、1段階から13段階までは国の乗率に併せておりますので、その分で、もともとうちが前回9段階以上50万円刻みでやっていたところが、国の基準が13段階でいきますと100万円刻みになってきますので、それは2つの段階が1つに集約されたような形で若干減っております。それと14段階以降につきましては、国が掲げる支払能力に応じた負担となるよう各保険者によって設定が可能ですので、それによりましてうちの14段階から上につきましては、2.7から0.2ずつ上げさせていただいて、最高乗率が今回でいきますと3.3になるようにしております。これも一応幾つかシミュレーションしたんですけど、例えば0.1ずつだったら上の段階に行くに従って逆に今度、下がり幅が上のほうが低くなってきたりするケースも出てきましたので、そういった不公平感がないような形で今回提出しております。

○兼本委員

最後がよく分からなかったんですけど、上になるほどからもう一回ちょっと分かりやすく説明をお願いします。

○高齢介護課長

14段階の乗率を例えば2.5にした場合と2.6にした場合で、それ以降0.1ずつ加算し、17段階を例えば2.8から2.9にした場合は、第8期と比較すると、第14段階から第17段階までの年間保険料、いずれも第8期を下回ってしまいます。そして上の15、16、17に行くに従って、下がり幅が小さくなってしまふといえますか、いずれも前の第8期の保険料を下回ってしまうことから国が言っています負担能力に応じて負担をお願いするということで、2.7、第14段階の乗率を2.7としてそれ以降0.2ずつ加算するような形で3.3まで上がるような形にしております。

○兼本委員

そうすると、今ちょっと言われた上がり幅が、下がり幅がというのは、支払いの金額の差が、ということですか。

○高齢介護課長

そのとおりでございます。

○兼本委員

国が言うには、8期の金額よりも下がっては駄目よということを言われているということ

言われたんですか。

○高齢介護課長

決して国が例えば第8期から第9期に変えるときにその乗率を下がったりとか、そういった国からのあれはありません。国が求めるは負担能力に応じた負担を考慮した結果、こういった段階設定を本市のほうが行ったということになります。ですから、0.2刻みにしなくては行けないとか、そういったあれはありません。

○兼本委員

ではさっき答弁された0.1ずつやっていった場合は、何がその第8期を下回ると言われたじゃないですか。何が下回るんですか。

○高齢介護課長

0.1ずつにしたときに、14段階から17段階までの、例えば8期と比べたときに、上がり幅が上に行くに従って、その上がり幅が小さくなって行って、小さくなってはおかしいですが、本来なら高所得者になっていったら、通常であれば料率も上がれば、負担割合も増えるので増額、増えていくような形になるかと思うんですけど、0.1ずつ上がると逆転、逆転現象といいますか、上に行くに従って8期と比べて上がり幅が下がって行ってしまうということで、そういったことになりますので、0.2の設定にいたしましたということです。

○兼本委員

今までの20段階にしてもそのように同じことが起こるといことなんですかね。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:38

再開 10:45

委員会を再開いたします。

○高齢介護課長

すみません、そうですね、一応今回は17段階で最高乗率3.3で出させていただいております。これに至るまでにはいろんなシミュレーション、そんないろんなパターンを検証した中で請願のことを頭に入れながら、今回提案をさせていただいた分が適正というか、最適なシミュレーションのパターンであるということを担当のほうも決定いたしまして、今回提案させていただいております。

○兼本委員

ということは、結局介護保険を安くしようと言った場合に、ある程度国の設定基準があります。あと市で任意で決めた設定がありますとなったときに、全てを平等に低くするということがもう基本的に無理と。上限が2.4でしたっけ、決まっていて、それ以上上げていかなくては行けないといったことを考えるとなかなか難しいんじゃないかという認識でよろしいですかね。

○高齢介護課長

今回の国の乗率が標準段階13段階の上限の2.4、国がまず標準を示しております。それから上につきましては市町村の裁量になっておるんですけど、その裁量によって当然今言われるように、必ずしも絶対下げること不可能とまでは当然断言はできないかと。その状況状況に応じまして、当然据置きとかいうケースもありますし、もしかしたらその下げれるケースもあるかもしれませんが、一概には、完全にもうどんどん上げていくしかないということでありませんが、そのときそのときの状況によって、設定が変わってくることもあるかと思えます。今後の3年間の見通しを含んだ中で、今回はこういった料金設定をさせていただいております。

○兼本委員

今ちょっと答弁がありました。これからの3年間を見越してのということです。ということ

はちょっともう今のやり方でできない場合というのは、この介護保険料の見込額、給付される見込額、あくまで見込額ですね。第8期では見込額がコロナとかもあったかもしれないけれども、8期では見込額が高かったことによって積立金が増えたわけでしょう。この9期に関しては、方法としてもう一つ介護保険料を安くする方法、方法というか、介護保険料がかからなければその分安くなるわけではないですか。この見込額の計算というのは、現実妥当なのかどうかというところをちょっとお尋ねしたいと思います。

○高齢介護課長

今回、3年間の給付見込額につきましては、今後の認定者数の増の見込みとか、事業者の見込みの数とかサービスの量ですね、そういったところを、8期のときにはコロナもあった影響かもしれませんが、見込みとちょっとずれたところもありまして、基金が積み上がった関係があります。当然そういった経験も踏まえまして、今回の見込みにつきましては職員のほうも結構シビアになりまして、ぎりぎりまで実績を基に今回見込んでいるような形になっております。

○兼本委員

今ぎりぎりまで、見込みとしては抑えたところで、この金額ですよということなんです。さっき認定率も上がってくると話をされたじゃないですか。それはその第8期と第9期でどのくらい上がると計算されているんですか。

○高齢介護課長

計画の中にも示しておりますけど、一応要介護認定者数の推計になりますけど、令和5年度につきましては20.6%が6年度では20.9%、令和7年度では21.1%、令和8年度は21.4%というふうに推計しております。

○兼本委員

この増える要因というのは、どういう要因でこれはこういう計算の仕方になるんですか。

○高齢介護課長

今回9期計画期間中には令和7年度に団塊の世代の方が全員75歳以上という形になり介護が必要となる高齢者が今後増えていくということも推計された中で、こういった数値を出しております。

○兼本委員

ちょっと質問。ほかの自治体よりも飯塚市は高いじゃないですか、介護保険料。前もちょっと質問したと思うんですけど、ちょっと的確な答弁ではなかったんで、僕はいまだにちょっともやもやしているんですが、何でほかより高いのか、ただ単に介護認定者が他地域よりも多くて、なおかつ人口が少ないから高いのか。何かしらの要因、ちょっと具体的な要因を教えてくださいませんか。

○高齢介護課長

まず介護サービスの利用率になりますけれども、利用率は実際あれなんですけど、実際今介護サービスの利用率が本市では82.3%となっております。県平均では75.9%という形で、若干利用率が高いというところがあります。それと第1号被保険者の1人当たりの受給額、これ月額ですけど、本市でいきますと2万9433円、県平均でいきますと2万5969円、全国平均でも2万6244円という形になっておりますので、サービスを利用される方とか、1人当たりの給付額かがちょっと平均よりも高いという部分で、本市の給付費が若干ほかの自治体と比べて高い状況にあります。

○兼本委員

給付額が高いというのは、ほかの自治体よりも高いというのはどういった理由なんですか。

○高齢介護課長

本市におきまして、一つはまず他市と比べて事業所数、介護事業所数が多いというのと、あとその分サービスを、使いやすいと言ったらおかしいんですけど、本来はその方に適したサー

ビス量で使うべきなんですけど、その辺がうまく機能しているかどうかなんですけれども、その辺でまずは事業所が多い。それとサービスを使われる方が多いという部分が、今回の給付費がどんどん膨らんでいっている状況にあります。

○兼本委員

ごめんなさい、本来は使ってはいけないサービスを使っているということはちょっと市として問題があるのではないですか。

○高齢介護課長

本来使ってはいけないサービス使っちゃるとかではなくて、例えば個人さん、個人さん、状況によっては、そういうサービスを使える上限というのがあります。ただ、本来例えばその上限まで使う必要がないのに、もしかしたらそのいろんな計画を立てる中で、使っちゃる。例えば、本来は例えば、週2回でいいところを3回行かれたりとかという方も、いろんなケースもありますので、そういったところにつきましては、うちのほうは適正化の事業を進めておりますので、そういったところでその方に合ったサービスの量、適正なサービスというところで、今後給付費を抑えるというとあれなんですけど、サービスは当然必要なサービス使っていただくのは当然だと思いますので、その辺で適正な部分に努めていくような形にしております。

○兼本委員

それはお願いします。もう一点、ケアマネジャーっていらっしゃいますよね。このケアマネジャーというのはどういったお仕事をされるんですか。

○高齢介護課長

ケアマネジャーにつきましては、利用者の方の身体の状態とか、その方の介護の状態を見極めまして、その方に必要な計画を立てていただく方になります。

○兼本委員

計画を立てる、何のために立てるんですか。

○高齢介護課長

サービスにつきまして、その方がサービスを受けることによって、まず一つは、重度化防止があるかと思います。介護が上がっていかないように、重度化の防止ですね。ですから当然、先ほども言いましたように、サービスを使えば本人さんにとっては楽なんですけど、過剰なサービス、使わなければ、本人さんも自分で動くということが出来ますので、そういった形で、その人に合った適正な計画を立てることが必要になってきます。その辺がちょっとケアマネさんの大事なお仕事かなと思います。

○兼本委員

であるなら、先ほど適正なサービスを市としては適正化、使っていくという、考えてやらなくてはならない。片方で事業所としてはケアマネジャーがその取組をやっていくわけでしょう。その理由は、重度化にならないようにするため。成果ってどのくらい上がっているんですか。

○高齢介護課長

直接の成果といいますか、あれなんですけど、当然うちのほうも事業所系のほうが各事業所を回りながら、そのサービスのケアプランのチェックとか随時やっております。そこでもしちょっと過剰なサービスの分があれば、指導もしますし、その事業所に対しての今後の運営にも関わってきますので、その辺で取り組んで、実際幾らでどうなったというのはちょっと今、手元に資料がありませんので申し訳ありません。

○兼本委員

飯塚市の介護保険料の給付額が上がっていくというのは、そういうところをちゃんとチェックしないからではないですか。しっかりしてもらいたいですよ。だって市民の請願も介護保険料を下げてほしいという請願なんですからね。さっき言ったように、金額が下がらない要因と

いろいろあるわけですよ。その1点はこれでしょう。ちゃんとしっかり見てくださいますよ。それからもう一つ、フレイル事業と介護保険の関係はどうなりますか。

○高齢介護課長

現在フレイル事業につきましては健幸保健課のほうで事業を今年度すでにやっておるわけなんですけど、介護に至る前の前段の部分の取組になってくるかと思えます。その後、介護のほうになるんですけど、令和6年度からにつきましては、一応福祉部高齢介護課のほうにフレイル事業が移管されまして、一応フレイル事業と介護予防と一体的に今度から取り組んでいくような形にしております。

○兼本委員

結局、今日の答弁、報告等を聞くと、認定者も増えていると。逆に言うと今の答弁から言うとフレイル事業はなんだったのかと、本市の今までやってきたことが、というふうに聞こえているんですよ。今回市長もフレイル事業で元気な高齢者というふうに言われていましたよね、市長もね。これもっとフレイル事業を実際今度予算委員会とかあると思うんですけど、今のまんまでは結局増えるんですよ。もうお分かりでしょう、それ。同じことをやっていたって増えるんですよ。じゃあどうするのという、よく言われるPDC Aサイクル、ちゃんとチェックして、次のアクションに行かなくちゃいけないんじゃないんですか。それを市民に、できないから市民に負担させるというのは、おかしい話ではないかなと思っています。そのフレイル事業も結局は介護保険料の給付額の増減につながるか、つながらないかの入り口ではないですか。この入り口でどれだけ歯止めをかけるか、そういった計画は入っていますか、今回の計画の中に。それをどうやってやっていくかというような形のものを実際にやっていかないと、どんどんどんどん増えますよ。だってこれ、7億円なかったら七千五百幾らでしょう。3年後、最低でもその金額ということでしょう。たった3年で僕ら見ているわけではないんですよ。やはり長い目で見なくてはいけないわけでしょう、行政のサービスというのは。であるならこの基準額をいかに下げていくか。じゃあどうするのとかというところで、しっかりとどこに問題点があるのかというものを考えていただかないと、こういう事業やったらこれだけの補助金がありますからとかいうのでやるのではなくて、しっかり考えてやってもらわないと保険料をは支払う市民の皆さんにもどういうふうに対応されますか。ちゃんとしっかりそこはやっていく、例えばもう今実際に介護サービスを受けられている方に関してはもう重度化しないようにするためには何をすべきなのか。これから介護認定が増えてくる、増えてくることを予想されているのであれば当然、減らさなくてはいけない。そのための事業にフレイル事業があるわけでしょう。でもそれに触れずに上がりますって言われたではないですか先ほど。納得いかないですよ。で、この金額です、この金額になりました。正直言って納得いかないですよ。こういうことをやっています、やっていますけどこうなんですというなら分かるけどね。もうちょっとしっかり事業に取り組んでいただきたいと思うんですけど、その辺りどのようにお考えですか。

○高齢介護課長

フレイル事業等に取り組む中で認定率が若干下がりつつあったんですけど、今後の推計では上がるような形になっております。まずは介護の前のフレイル事業の充実と、あと介護のほうでも介護予防・介護教室を充実させて、介護に至るまでの時期を遅らせるといいますか、認定になる時期をどんどん遅らせていこうということで今、一体的な取組を6年度以降、今現在もやっておるんですけど、充実させていこうかと思っております。

○兼本委員

お願いします。市長、ぜひこの介護保険料は昔から問題なんですよ、飯塚市。今お聞きのように、これだけ問題、まだこれからはかしたら質問があるかもしれませんが、問題なんですよ。でも押さえるべき、今言ったように、いろいろな、飯塚市というのは、課題を持っているわけなんですよ。もうデータで全て出てきているところがあるんですよ。しっかりと取り

組んでいただきたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

○福祉部長

やはり介護が深刻化する前の予防というのは本当に大事なことだと思います。フレイル事業に加えまして、来年度から福祉部のほうに保健の事業も入ってまいりますので、より連携して、連携してといいますか、部内で検討して進めてまいりたいと考えております。

○兼本委員

市長も同じ考えでよろしいんですね。

○市長

今関係課長、そして部長がご答弁を申し上げたとおりですけれども、大きくは団塊世代が後期高齢者、もうご承知だと思いますが入っていく中で、なかなか準備するお金というのは、やはりしっかり用意しなくちゃいけない。その中で、質問者が言われますように、そのことを抑えるような、例えばサービスを受けることはもう権利として受けていただくんですけれども、そのことの適正化に向けた取組でありますとか、あるいは、本来の目的は、健康寿命をしっかりと全うしていただくことでやっておりますフレイルも、そのことは財政上でいえば、もうおっしゃるとおり給付費の軽減につながりますので、そういった観点からもしっかり先ほど部長も申しましたけれども、ご意見をしっかりと踏まえて、今後の介護保険事業を取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

○兼本委員

ぜひ介護保険給付額が、もう結局ここを抑えるというのが一番なのかなと今日の答弁を聞いて思いました。ですので、やはりそこをしっかりと、市長が今おっしゃられましたように取り組んでいただいて、この3年間、次の3年後にはこうなりましたと言えるように、しっかりと今年度から取組をお願いしたいと思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:07

再開 11:18

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

○藤堂委員

私もすみません、1点だけ確認させていただきたいんですけれども、新しくなるほうの14から17の方々を、前回の率で据置きした場合、大体計算は3年間で3千万円ぐらいだと思います。基金を今回7億円取り崩し、その3千万円は、やはり今後の見通しを考えると、出せなかったのかどうかを聞きたいです、教えてください。

○高齢介護課長

今回7億円を取り崩し、今年度末残が10億円のところを7億円取り崩すということで3億円を残したいという部分を申しました。今後3億円残した理由につきましては、今後の介護人材の部分に関する報酬改定の分とか、コロナウイルス感染症以降、介護サービスの利用についても全般的にサービス利用控えがだんだん収まりつつ、利用量も増えてきております。それと今後の急速な給付の伸びとか、そういった考え方の中で一応3億円は、余剰としてとっておきたいということで、取崩しを7億円というふうに決定しております。

○藤堂委員

すみません、私から1点お伝えしたいんですけれども、今回請願もあって、いろいろと考えてくださったというところで、後の祭りになるかもしれませんが、フレイルであったり要望、テクニカルなところは、やはり皆さんの現場の声を聞いてやっていくという、皆さんのニーズに合わせて、いろいろ変えていくというのは、間違いはないかなと私としては思っております。

1点、今回請願があったんであれですけれども、財布のところは、きちんとしたロジックがあ

れば、この7億円を取り崩して安くしていただいている分は非常にうれしいんですが、今後の見通し等を考えると、使わないという選択肢も私としてはあったのではないかなと思っておりますし、そこはやはり経営と、市の経営というところで考えると、きちんとしたロジックがあれば、皆さんのほうから伝えられることがあれば、何と言いますか、安くなるのは非常にうれしいんですが、無理に崩さなくてもよかったというのが、ちょっと一つ思っているところではありますので、現場とあと経営の部分というのはちょっと別で、請願があったのであれですけども、考えていただければと思いますし、僕が言いことは大体兼本さんがちょっと言ってくれたんですけど、フレイル予防のところをぜひ充実させていただければと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○光根委員

今回、第9期の介護保険法の改正によって料金等も変わるわけですが、主な改正のポイントは何点か教えていただければと思います。

○高齢介護課長

今回、条例改正のポイントの部分でよろしいですか。今回の介護保険条例の一部改正の部分につきましては、まず段階を第8期の段階20段階を第9期では17段階に変えております。それと最高乗率を第8期のときは2.9だったのを最高乗率3.3に変えております。それと基準月額が第8期のときは7170円だったのを、7026円に変更しております。これが大きな変更になります。

○光根委員

大本の国の第9期の介護保険法の改正のほうの見直しのポイントといたしますか、何点かあるとは思いますが、その点について、お話しください。

○高齢介護課長

まず国の報酬改定の分につきましては、報酬改定の改定率が1.59%で出てきております。それと先ほども説明しました介護保険料の部分につきましては、前回までが国の標準基準が9段階の上限の率が1.7でした。それが今度9期以降が国の標準の段階が13段階に改めまして、最高の乗率が2.4という形に変更になっております。

○光根委員

国の今回2024年の介護保険法が改正されたんですね。その中でいろいろ複合型サービスの類型の新設の検討とか、いろいろあったと思うんですけども、その点、いいですか。

○高齢介護課長

今回の改正の部分で国のほうにおいては、多床室の室料の負担についても変更となっております。室料として負担いただく額としまして月額8千円相当、老健といたしますか、老人の介護保険施設ですね。それと基準月額、基準費用額、居住費の部分につきまして、これが1日当たり60円を引き上げるような形になっております。大きなものそのぐらいで、負担割合がいろいろ、サービスの負担割合が増えている状況になっております。

○光根委員

今回改正された中で基本的なものとして地域包括ケアの強化とか、あと事業所関係ですね、科学的介護情報システム(LIFE)の活用とかが入っていたと思うんですけども、それについて市としてはどういう取組をされる予定でしょうか。

○高齢介護課長

すみません、ちょっと今、資料として持っていないため、お答えできません、申し訳ありません。

○光根委員

とにかく介護現場においては適正な質の高い介護をされる、またフレイル予防、また介護予

防に重点的に強化していかなければ、介護料も当然高くなっていくのではないかと思います。そういう意味では介護事業所とのしっかりとした話合いというか、適正な介護をしていけるように、また介護保険料を下げる努力を市のほうもしていただきたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。まず介護保険料の基準額7026円の設定ですけれども、前年度あるいは8期計画の基準額と比べると幾らから幾らに変わったんでしょうか。

○高齢介護課長

8期からでいきますと7170円から7026円に変わっております。

○川上委員

これは月額基準額だと思いますので、年間基準額、年間に直せば、影響はどうですか。

○高齢介護課長

8期の年間保険額が、第5段階で8万6040円でしたのが、今回、第9期では第5段階の8万4310円となります。

○川上委員

基準額は下がったわけですね。

○高齢介護課長

そのとおりでございます。

○川上委員

前回よりは下がったんだけど、介護保険制度スタートの平成12年、西暦2000年、24年前ということになりますけれども、のときは、幾らだったか、何倍になっているか、お尋ねします。

○高齢介護課長

介護保険制度発足の第1期、平成12年から14年の分につきましては、一応月額の基準額が3396円、今回と比べますと2.07倍となっております。

○川上委員

失われた30年の大部分を占める24年間の間に、労働者の所得は何十万円も減っていくし、収入は何十万円も減っているし、年金は上がらないという状況の中で、介護保険料はこのように2倍を超すという状況になっているわけですね。そこで第9期、新年度の基準額7026円ですけれども、これは全国的な位置あるいは福岡県内における位置はどのように変わりましたか。

○高齢介護課長

第9期の基準額につきましては、どこの市町村もまだはっきり正式に決定したところはなく、情報がまだ取りまとめとか収集できておりませんので、現在のところでは全国とか県内での順位もまだ分かっておりません。

○川上委員

広域連合のAランク、Bランク、Cランクとの関係でいうと何か分かることがありますか。

○高齢介護課長

まだ広域連合の関係の情報をまだうちも把握しておりませんので、実際どのような形になったか、まだ分かりかねております。

○川上委員

私が今知り得ている範囲の中では、ネットとかの関係で知り得ている範囲の中では、広域連合を除く単独で行っている自治体の中でこれまでの飯塚市が一番多いという水準は変わらないような状況かなと心配をしております。そこで今度基準額をベースにいろいろ段階を設けてと

というのが基本ですけれども、それを変更したということで、僅かでも大事なんだけど下がる、介護保険料が引下げになる層と、それから引上げになる層の境となるのはどの段階になりますか。

○高齢介護課長

第9期の新しい段階でいきますと、国の標準に合わせました第1期から第13期までの方が、第8期と比べまして保険料が下がります。第1段階から13段階までの方が下がります。

14段階から17段階の方が、上がるような形になります。

○川上委員

14段階というのは、所得でいうとどれぐらいの基準になりますか。

○高齢介護課長

所得でいきますと、合計所得金額が750万円以上の方となります。

○川上委員

いろんな収入の仕方がありますけれども、750万円の所得というのは、年収でいうとどれぐらいになるのでしょうか。

○高齢介護課長

幾らか、ちょっと幾らぐらいというのはちょっと把握できていないんですけど、実際ここで言いますと合計所得金額につきましては、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額になりまして、扶養控除とか医療費控除を控除する前の金額でここは合計する形で表しております。

○川上委員

そうしますと先ほどの議論の中で、比較的高収入の方たちかなとイメージするような答弁がありましたけれども、納税者の状況によって必ずしも所得750万円以上が高収入、安定した生活が必ずしもできているというわけでもないということが分かると思うんですけど、そこで所得750万円以上、合計所得ね、14段階から17段階までの方たちは何人、何%になりますか。

○高齢介護課長

先ほど資料のところでも3ページに8期と9期の表を上げた中で、これは当初予算のベースにはなるんですけど、14段階から17段階の方の合計が433人となります。

○川上委員

いいのかな、答弁。

○高齢介護課長

パーセンテージ的には約1%になります。

○川上委員

433人、1%、必ずしも生活が非常に豊かだというふうに言えないのではないかと思う方々たちの負担によって残る99%の引下げをしたと聞こえるような答弁があったんだけど、果たしてそうかと。この433人の皆さんも引き下げる――、逆に言おうか。433人の方々の引上げによる影響額、それによってどのくらい増収になるのか、試算がありますか。

○高齢介護課長

14段階から17段階までの8期と比べた増額分の合計でいきますと、年間でいきますと1063万9010円となりますので、3か年でいきますと、およそ3200万円ぐらいになります。

○川上委員

3200万円、おおよそということなんですね。逆に言えば、3200万円の手だてができれば据置きないし引下げができると、財源対策上ですね。という計算になりますか。

○高齢介護課長

数字だけ見ればそういった形のこととも言えるかと思いますが、実際財源の確保が難しいということもあると思います。

○川上委員

3200万円の財源の確保が難しいと思うというふうに答弁がありましたけれども、実際どこかでそれは検討されましたか。

○高齢介護課長

恐らく、恐らくと言いますか、財源の部分で言いますと、もうその分を持って来られるのは基金の関係になってくるかと思えます。基金につきましては、先ほど言いましたように3億円につきましては、今後の給付の見込みとかの分としてどうしても残しておきたい金額になりましたので、そういった検討をした結果、このような形となっております。

○川上委員

その検討はどこでしましたか。

○高齢介護課長

介護保険課担当職員とか、私たちも含めた中で検討しております。

○川上委員

対策審議会、推進対策審議会ではその議論をしていますか。

○高齢介護課長

協議会とか専門委員会の中では特段そういった質問等はあっておりません。

○川上委員

検討していないということなんですね、審議会では。

○高齢介護課長

審議会、協議会の中でこの3千万円という数字ではなくて、7億円取り崩して保険料に充てて、実際基準額がこのような形になりますと、先ほど言ったように、もし7億円を崩さない場合は、7551円という形になっておりますという形で、取崩しの分については説明しております。

○川上委員

私が聞いたのは、14段階から17段階の433人の方たちを据置きか、引き下げるということになってくると最低3200万円という数字、それを出して審議会でも審査してないでしょうということ聞いたんです。

○高齢介護課長

そのとおりでございます。

○川上委員

一方で議会への請願は、線引きをして引下げてくださいという内容ではないというのは先ほど指摘もあり、答弁もありました。12月15日、採択なんですよね。その後に審議会もあっているでしょう。議会の請願採択の内容については、審議会にはどのように報告、説明したんでしょうか。

○高齢介護課長

専門委員会、協議会の中では、12月の議会におきまして、介護保険料引下げに関する請願について、賛成多数で採択されておりますという形で報告しております。

○川上委員

今議論しているようなところについての説明まではしていないわけですか。

○高齢介護課長

その辺の詳しい説明はしておりません。

○川上委員

あなた方は、一方で議会の意思を知りながら、一方で何の理由か、今の段階では分からない

けれども、それと矛盾する素案をそのまま審議会で諮るのを見てきたわけですね。そういうことですか。

○高齢介護課長

専門委員会、協議会の中では議会のほうでこういった請願が採択されておりますことをお伝えしております。それとそれから国の、先ほど言いました国の介護保険料の考え方、低所得者を軽減し、高所得者の部分、それを説明した中で、今回第9期につきましても、低所得者の方については軽減をし、高所得者の方については増額の引上げとなる形でご説明をしております。

○川上委員

そういうことなんですね。市民の請願があり、先ほど課長が紹介されたような切実な状況が一方にあり、そして後で聞くような要因の中で10億円という想定外の基金が出来上がってしまったと。だからこれを、言うなら戻してくださいという趣旨ですよ。それを妨げているのは、あなた方の言う14段階から17段階の方々について、妨げているのは国の政策だということになるわけですね。そういうことでしょうか。

○高齢介護課長

国の政策といいますか、国の一つの方向性もありましたがそれに対してうちのほうは以前から高所得者の方についてはご負担を願っていたところもあります。その部分を鑑みて今回のような設定となっております。

○川上委員

先ほど紹介があったわけけれども、その説明を聞くまでもなく、国のほうで、低所得者対策、低所得者を軽減し、そして高所得者には負担を増やしていこうという、これを国は適正化だとか見直しとか言っているわけですよ。皆さん朝三暮四とか昔中国の逸話で勉強したことがあるでしょう。高い水準の中でここで線を引いて、こちらを減らした代わりにこちらを増やしますと、そういうようなことを議会の側は求めたわけではないのではないかと言いたいわけですよ。国が言うとおりに、誰かを値上げしなければならないと。この433人は、国の政策による直接の犠牲者ですね、それに追従したあなた方の。あまり考えてないと、ほとんど考えてないと、全然考えてないというのは大体分かってきましたけど、先ほど、審議会の資料が示されましたね。今日の委員会資料にも出ています。2ページですよ、本日提出の資料の。第9期飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画より抜粋74ページと書いてますでしょう。これに沿いながらちょっとこのお金のことをお尋ねするんですけど、網かけた第1号被保険者負担金相当額が107億8千万円余ありますよね。これから4つの要素を引いていこうでしょう。それで最初に引く調整交付金地域格差額6億8千万円余について、これをもう少し引けないのかと思うんだけど、これはどういう額なんでしょうか。

○高齢介護課長

調整交付金地域格差額につきましては、後期高齢者の割合や、第1号被保険者の所得状況の分布と全国平均と比較し、市町村の状況に応じて、給付費の5%が増減して算出され、国から調整交付金として交付されるものであります。本市は全国ベースよりも高くなり、この格差額分が第1号被保険者相当分から軽減されるような形になっております。

○川上委員

この額は、飯塚市側から要求する額ではなくて、向こうが勝手に計算して、国において計算して、はいどうぞと言って、送ってくるお金のことですか。

○高齢介護課長

そのとおりでございます。

○川上委員

これは交渉して増やしてもらおうというような機会はあるんですか。

○高齢介護課長

すみません、恐らく交渉してどうのこうのという数字ではないかと思います。

○川上委員

考えたことがないという答弁ですね。

○高齢介護課長

実際交渉までしたことはありません。

○川上委員

飯塚市長が単独で厚生労働省に行つてということもあるでしょうけれども、全国市長会だとか、都道府県段階では知事会とかあるわけですよ。ここから厚生労働省に物を言う機会というのは当然あるかと思うんですよ。そういう努力を飯塚市としてしたことないですか。

○高齢介護課長

福岡県市長会を通じて要望事項とかそういった中で、介護保険制度の安定運営についての要望等を行っております。その中の一つとして財政措置等に関する要望等もありますので、その中に相乗りというかそういった形の部分で提案をしております。

○川上委員

今、この調整交付金地域格差額についてお尋ねしました。次に2つ下に保険者機能強化推進交付金等交付見込額が、3071万1千円ありますね。これが先ほど3400万円という数字がありましたけど、噛み合うというか、同規模かなと思いますけど、この交付金交付見込額というのはどういう趣旨のものでしょうか。

○高齢介護課長

保険者機能強化推進交付金は、保険者機能の強化に向け、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する市町村の取組等を推進するため、市町村及び都道府県の様々な取組の達成状況に関する指標を設定した上で交付されているもので、平成30年度に創設されております。令和2年度に公的保険制度における介護予防の位置づけを高めるため介護予防、健康づくり等に資する取組を重点的に評価して交付される介護保険保険者努力支援交付金として新設されたものであります。

○川上委員

先ほどと同じようなことかなと思うんですけど、国との関係は。その斜め上に戻りますけど、右斜め上に、財政安定化基金取崩しによる交付見込額ゼロとなっていますね。これはどういうことでしょうか。

○高齢介護課長

財政安定化基金とは、見込みを上回る給付の増や介護保険料収納不足により、市町村の介護保険特別会計に赤字が出るようなこととなった場合に、一般会計から繰り入れる必要がないよう、市町村に対し県が資金の交付、貸付けを行うことを目的に、都道府県に設置された基金であります。今回、うちはまだこの基金から貸付等を受けておりませんので、今回はゼロとなっています。これもしそれで貸付けを受けて返済分があればというふうになってくると思います。取り崩して、向こうから貸付けを受ける分がありませんのでゼロとなっております。

○川上委員

赤字になるような場合は、福岡県が抱えている基金から借入れをすることができるということなんですね。

○高齢介護課長

そのとおりでございます。

○川上委員

そのときの条件は何かあるんじゃないんですか。

○高齢介護課長

利率の条件、交付の条件につきましては、赤字となった理由が例えば保険料の収納不足なの

か、例えば給付の急激な増なのか、そういった条件によって、交付される額が変わってきます。

○川上委員

単独でやっている飯塚市ですけれども、飯塚市の独自の努力、今課長が答弁された2つのこと以外に、飯塚市として、一般財源、一般会計からの応援金をやった上でないと福岡県の基金の申請ができないというような条件はないわけですか。

○高齢介護課長

先ほども言いましたが一般会計からの繰入れをする必要がないように貸付けられるものだから、当然その条件はないと思います。

○川上委員

そしたらいざというときは安心ということですか。

○高齢介護課長

実際そのときは仮に県から基金を借入れたとしても、その借入れた基金はどういった形で返済することになりますと、来期の保険料にその分も、当然保険料といいますか、保険料で返済するような形になってきますので、当然その分が保険料の算定にはね上がってくるかと思いません。

○川上委員

私が心配がないのかというのは、あしたからサービスができなくなると、サービス事業者は皆休業というようなことにはならないということを確認したかったわけです。

○高齢介護課長

恐らくそれはならないと思います。

○川上委員

そこで先ほど3400万円だけではないんですけど、そういう意味はもっと引下げられないかと、基準額を、という点で言えば本市が抱えている介護サービス給付金等準備金の基金10億円になってしまった基金のことなんですね。この原資について、この間議論してきたんですけど、これは基本的に保険料ということで間違いがないですか。

○高齢介護課長

年度年度の入りと出の収支バランスをとった余剰として積み立てておりますので、一概に100%全てが保険料かというよりは、そうではないかと思えます。

○川上委員

介護保険料以外に何がありますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:58

再開 13:00

委員会を再開いたします。

○高齢介護課長

先ほどの答弁につきましてちょっと一部訂正させていただきます。介護保険の準備基金の残った10億円のほうにつきましては、これにつきましては先ほど言われたように第1号被保険者の保険料となります。そのほか、介護保険制度の財源につきましては、第2号被保険者の保険料と公的部分があるんですけど、第2号被保険者保険料と公的な部分につきましては、年度年度に精算されておりますので、その分が余剰で残れば還付という形になりますので、基本この準備基金については、第1号被保険者の保険料となります。

○川上委員

その10億円の原資が、高齢者の皆さんの介護保険料であるということは認められました。それについてはこの介護保険料の納付については年金天引きあるいは納付書による納付という

のはいろいろあったとしても、第1段階から最高位の段階までの、どの高齢者にも基本的には納付が求められており、今回は14段階から17段階と言われましたけれども、そういった方々の保険料によるものもこの10億円の原資の中にはあると考えるわけですね。そういった点で言えば、同じように10億円の積立てをさせられたと言いますか、高齢者の一部についてさらに引上げというか納付を増やすというのはいかがかという議論はなかったのかと思うわけですね。

それで、先ほどその部分について、3400万円程度の影響額と言われたわけですがけれども、3年後、この基金の残高を3億円にする、あるいはなると言われたんですけれども、8期のときの計画目標、基金残高は幾らだったのでしょうか。

○高齢介護課長

8期のときの年度末残高につきましては、2億5512万1千円となっております。

○川上委員

7期のときも分かりますか。

○高齢介護課長

7期が1億9384万6千円となっております。

○川上委員

残高計画値が増える傾向にあるから今度2億5千万円程度から3億円まで伸びるという話ではないと思うんですね。前計画期8期のときには2億5千万円程度を計画値としながら、3か年で途中で物すごい勢いで10億円まで基金が増えていくんだけど、これについて見直すこともせずに、そこまでため込んでしまったということから言えば、仮に、一旦は3億円という残高計画値をつくったとしても、先ほど言ったような趣旨の中で、3400万円の部分を手当てするという考えは出てきてしかるべきではなかったかと思うんですね。

それで3か年計画のほうについてお尋ねしたいと思うんですけども、この間も議論したと思いますけれども、3か年計画は3か年計画でつくりますと。しかし一方で、介護保険特別会計は単年度で1年ごとに予算組んでいくわけですね。そういった点で言えば、本来この会計の制度からすれば介護保険料の基金の状況を見ながら、あるいはサービス量の増減を見ながら、計画値との増減を見ながら、介護保険料の算定を毎年度するということは、会計上、会計原則上できると思うんですけど、あなた方はそこをどう思っているのかお尋ねします。

○高齢介護課長

今委員が言われますように、計画につきましては3か年の計画となっております。それぞれ介護保険特別会計は年度年度行っておるんですけど、保険料の算定につきましては、3か年を見据えた中での設定となっております。給付の伸びも含めた中で、初年度給付の伸びが徐々に伸びていくのであれば、初年度は積立て、真ん中の2年度はある程度横ばいとなって、3年度についてはそれを取崩しの形での3か年での計画となっておりますので、一応年度年度で見直し、そこで精算して保険料を改定する形とはなっておりません。

○川上委員

そこで確認したいことは、この事業計画が3か年となっているから、年度ごとに介護保険料を見直すことができないという規定が何かあるんですか。

○高齢介護課長

繰り返しの答弁となりますが、計画が3か年になっており、一応3か年での制度設計という形になっておりますので、こういった組立てになっております。

○川上委員

事業計画は事業計画でつくるでしょう。これ自身を見直すこともあるかもしれませんよね。それはそれなんだけど、飯塚市の介護保険特別会計は3か年計画ではないでしょう。毎年度調整して議会に諮り決定していくわけでしょう。決算もしていくと。ですから、事業計画が3か

年だからといって、介護保険料が3か年びくともしないということはないのではないかとこの趣旨のことを言っているんですよ。見直したらいかんという規定がないでしょうと聞いているわけです。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:08

再開 13:09

委員会を再開いたします。

○高齢介護課長

介護保険料につきましては、介護保険法第117条に基づきますこの介護保険事業計画の中で、定めるような形になっておりますので、ですから年度年度での改定といいますか、更新については一応その辺はうたっておられません。

○川上委員

要するに、見直し、改定ができるということをおっしゃっているんですね。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:11

再開 13:13

委員会を再開いたします。

○高齢介護課長

申し訳ありません、先ほどの計画については3年間の計画なんですが、その途中で見直し等、できる、できないの部分については、ちょっとすみません、法的にどうなのかというところは、こちらはまだ把握できておりません、申し訳ありません。

○川上委員

事業計画の見直しの問題と介護保険料の見直し改定は連動はするが、基本的には市長の予算調製権に関わるものであるし、毎年度の。議会の権限に属することだと思うわけですね。議会が予算に係る提起をするときには、市長との財源についての協議をする必要があるというふうに思いますけれども、8期を振り返ってみていろんな要因が、感染の問題とか、いろんな要因があったわけだけれども、要するに出るほうと入るほうとの関係で、過去経験がないようなアンバランスが生じたわけではないですか。そのときに漫然と基金が積み上がっているのを眺めながら、一方で非常に高いと、重いと、福岡県で一番高いという介護保険料を取り続けると、天引き、それから納付を要求し、納付が遅れると年金差押え、財産が入った通帳もゼロになるまで差押えた事例もあるわけですね、飯塚市において。そういうことをやっているときに、そういう漫然としたことを3年間続けるのかと、気がついてみたら3年前の職員は誰もいなかったというようなことが許されるかという無理でしょう。その点はもう指摘をしておきたいと思います。

そこで、年金の天引きなんですけれども、高齢の人が少ない年金の中から天引きをやめてくださいと思うときは申立てができるんですか。

○高齢介護課長

介護保険料につきまして、特別徴収につきましては、一応本人の申出等によって、普通徴収に落とすとかそういったことはできません。

○川上委員

一生懸命働いてきてようやく手にした年金の中から断りもなく、事前に持っていくと。相手の手に渡る前に持っていくというのは今後も続くわけですか。

○高齢介護課長

まず65歳になられた段階で第1号被保険者になられますので介護保険料がかかってきます。その段階ではまだ普通徴収、いきなり年金天引きにはなりませんので、まずは一旦普通徴収となり、事務が手続次第、その年金の額、例えば18万円以上になりましたら今度特徴収になりますので、そのときは当然事前にこちらのほうから、次のほうから特別徴収になりますということで通知を送っていると思います。通知を送らないでいきなり特別徴収にすることはないと思います。

○川上委員

今確定申告3月15日までということであっているんですけど、高齢の皆さんも不安そうにお見えになっていますよね。でもそれは納税なんです。自分の意志でこの額が自分が納めるべき税金だということで納めるわけですよ。ところが介護保険料は意思と無関係に年金の一定額以上ある方の場合は、決まった額をどんと持っていくわけでしょう。苦情を言いに行ったら決まっていますと、議会も決めたことです。だからある意味では税金より厳しいんですよ。そういう意味では何ていうかな、保険料の額についての考え方も相当慎重で、柔軟でなければならぬ。しかも基本的に、低所得、貧困層の、年齢的な層で言えば多い層がこの層ですから。

それから次に、訪問介護報酬の引下げについての影響は、この予算案の中ではどういうふうに表示されているでしょうか。

○高齢介護課長

今回の報酬改定の単価につきましては、1月22日に開かれました社会保障審議会介護給付費部会で、次期介護報酬改定の状況が明らかになりました。ですから、この時点1月になってははっきり分かりましたので、今回の当初予算にこれは反映はされておられません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。報告事項についてはご了承ください。議案2件について、一括して討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は、「議案第5号 令和6年度 飯塚市介護保険特別会計予算」案、並びに「議案第23号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」案に反対の立場から討論を行います。

詳しくは本会議で述べますが、介護保険料について、その基準額を今回引下げたことは、制度発足以来24年の中で初めてのことであります。これについては、飯塚市が独自に高齢者の生活実態なども考慮しながら、負担をできるだけ避けようとする狭苦しい制度の中で、努力された面もあるでしょう。そして市議会が請願を採択したこともあるでしょう。大元においては、高齢の皆さんの介護保険料が幾ら何でも高過ぎるという声があったことがベースだと思います。それ自身は歓迎するものです。しかし、今から申し上げます幾つか点について納得いかないところがありますので指摘しておきたいと思います。その一つは、引下げが不十分であるということです。今回、引下げにおいても詳細までは分からないという局面ですけれども、県下でも最も重い負担の水準になおあるということでもあります。ある自治体は、6500円以上は基準額を絶対しないということを議会に明言して、その範囲の中でサービスを終わらせるということではなくて、必要な場合は、基金に財政調整基金と言っていましたけど、そこからの支出も考慮するというようなことを、議会で答弁したりしているわけですね。ですから、金が余れば引き下げるということで、今回したわけですけれども、比較的全国的には低所得者の多い町ですから、その状況を考慮すればこれ以上上げないという、あるいはこのぐらいというのを決めて、そして仕事をしていくというのも要るのではないかと。それはサービスの低下とか、それから介護の適正化の名によって、必要な方に必要なサービスを行うという原則を外すというこ

とではもちろんありません。

それから2点目は、先ほども質問の中で言いましたけれども、国の方向性に従って低所得者層には引下げ、高所得者層には引上げというような議論なんですけれども、今回の場合は、高齢者全体の保険料の積み上がりによった10億円なんですよね。ここに焦点があったわけですから、そういう意味では、先ほど1%、433人というふうに言われましたけれども、ここだけを差別的に引き上げる政策をとるとするのは、どう考えても納得は私はいかないわけです。財源的にも着地点を3億円としているのであれば、財源的にも裏づけはあるわけですから、本来皆さん方の予算上程の段階でそれについてはきちんと手当てしておく必要があるのではないかと。でも先ほど言いましたけど、3か年の中で見直しもできるので、事業会計のほうですよ。今回、議案第5号について、出し直してもらったとしても、23号について出し直してもらったとしても3年後の着地点は見直せば、大丈夫ではないかというふうに思うんです。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。議題中、「議案第5号 令和6年度 飯塚市介護保険特別会計予算」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第23号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第21号 飯塚市青少年問題協議会条例及び飯塚市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○子育て支援課長

「議案第21号」の補足説明をいたします。議案書27ページを御覧ください。令和6年度より子ども未来部が新設されることに伴い、青少年問題協議会条例及び子ども・子育て会議条例の事務処理を行う部署を福祉部より、子ども未来部に変更するものでございます。次ページに新旧対照表を添付しておりますが、内容の説明は省略させていただきます。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第21号 飯塚市青少年問題協議会条例及び飯塚市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第22号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明及びさきの本会議において審査要望のあった件の答弁を求めます。

○保育課長

「議案第22号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」につきまして、補

足説明をいたします。

議案書 29 ページをお願いいたします。現在、穎田子育て支援センターは、穎田交流センター別館（旧サンシャインかいた）内に設置しておりますが、令和 6 年度に全館閉館をして、施設改修工事を実施するため、穎田子育て支援センターを穎田高齢者福祉センター内に、令和 6 年 4 月 1 日から 1 年間移転することに伴い、関係規定を整備するものでございます。

議案書の 30 ページをお願いいたします。穎田子育て支援センターは、現在、「飯塚市鹿毛馬 2 3 2 8 番地 2」に設置しておりますが、令和 6 年 4 月 1 日から「飯塚市勢田 1 1 0 1 番地」に設置するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。

併せて、3 月 5 日の本会議におきまして、議案質疑の中で、安全管理及び衛生管理の 2 点について、審査要望がございました。また、交渉の記録及び現地写真等の提出について依頼がございました。

まず、提出資料の説明をさせていただきます。資料のほうをお願いいたします。「穎田子育て支援センター移転に関する交渉記録」につきましては、1、令和 5 年 4 月 13 日に穎田子育て支援センター受託業者の方へ移転の必要があることを説明いたしました。2、令和 5 年 5 月 29 日に穎田地区内の施設である穎田交流センター及び穎田高齢者福祉センターを移転先の候補地として検討し、現地確認を行いました。穎田交流センターについては、年間を通して常時確保できる場所がないこと、穎田高齢者福祉センターについては、適した部屋がないことから、穎田地区内の施設確保は難しいと判断いたしました。その後、内部で、穎田地区内外で検討しましたが、穎田地区内では候補地が見つからず、穎田地区外での検討が必要と判断いたしました。3、令和 5 年 7 月 31 日に受託業者の方に、穎田地区内での候補地は難しいこと、穎田地区以外での検討を始め、その際は近隣地区で検討を行うことを伝えました。受託業者からは穎田地区内がよいが、候補地がないならば仕方がないとのことで、了承を得ております。しかしながら、4、令和 5 年 8 月 31 日に地元の方から、穎田地区内での移転を要望され、5、令和 5 年 9 月中旬に、地元の方から候補地として、穎田高齢者福祉センターの提案がありました。6、令和 5 年 9 月 26 日に、受託業者の方と現地確認をし、懸念される箇所等について、それぞれ確認をさせていただき、受託業者のほうから対処法について話をされ、この場所での移転について最終確認をしたところ、穎田高齢者福祉センターへの移転を要望されたため、移転を決定したものでございます。その後の交渉につきましては、2 ページ以降記載のとおり、受託業者の方も穎田高齢者福祉センターへの移転を前提に打合せを行っていただいたところでございます。

次に、提出資料の「穎田高齢者福祉センター現地写真」をお願いいたします。この資料につきましては、1 ページ目に写真を撮った場所に数字を表示しており、2 ページ以降にその位置の写真を 41 枚載せております。

次に、審査要望のありました 1 点目の安全管理につきまして、施設内で、子育て支援センターの移転予定の部屋の外にある浴場や部屋の入り口にある大きな全面ガラス扉、その近くにある本棚について危険であるとのことですが、対策といたしましては、利用者の方が部屋の外に出る場合は、基本的には、保護者の方がお子さまと手をつないで気をつけて共有スペースを利用させていただきたいと考えております。また、多目的トイレに幼児用の便器や便座、おむつ交換台やベビーチェアなどの設備がないとのことでございましたが、子ども用補助便座につきましては、市のほうで購入する予定でございます。また、おむつ交換台につきましては、移設予定の部屋に可動可能なパーテーションを設置し、その中でお願いしたいと考えております。ベビーチェアにつきましては、保護者の方がトイレに行かれるときは、センターの職員の方がそのお子さまをお預かりすることで考えております。

次に、審査要望のありました 2 点目の衛生管理につきまして、窓や天井に雨漏りの跡、壁紙

の剥がれやカビが生えている箇所、床にも剥がれや汚れがあり、衛生的に問題があるとのことですが、施設管理は適切に行っていただいておりますので、ごみ等が落ちたりなどはしておらず、ご指摘の衛生的に問題があるとは思っておりませんが、利用者の方が気になるようでしたら、今後関係部署との協議が必要ですが、この部屋のクリーニングを行うことを検討したいと考えております。また、床につきましては、お子さまが遊ぶ所は必ずジョイントマットを敷くように考えております。また、安全管理、衛生管理につきましては、受託業者から気になる箇所についてお話を今現在頂いておりますので、今後、ご意見を聞きながら、安全管理、衛生管理に努めていきたいと考えております。

以上で補足説明を終わります。

○委員長

交渉記録について、1ページしか言ってないと思いますので、2ページ、3ページの説明をお願いいたします。

○保育課長

1ページ目の場所の決定のところまで詳しくご説明しました。2ページ以降につきましては、場所決定後の事業者の方との記録でございます。1番目、令和5年10月19日、受託業者の方より、自転車で来られるなど、近隣の利用者の情報を確認させていただいております。

2番目ですが、すみません、こちらはちょっと日付がちょっとこちらのほうで把握ができておりませんが、保育課のほうより、受託業者の方へ、土曜日の開所について、福祉センターが休みのため、どのように運営するかを検討しております。

3、令和5年11月21日から12月8日の子育て支援センター長の会議の後に、土曜日の開所方法について受託業者の方が他の支援センターの方に話をしまして、他の支援センターの方から休んでいいのではないかとというふうに言われておるところを記録しております。

4、令和5年12月11日に、本庁のほうで打合せをさせていただいております、土曜日の運営について、方法としては予約制が難しいということ、高齢者福祉センターの管理は難しい。出張について、毎週するのは難しい。閉鎖することによる契約の変更は承知いたしておりますということでの話し合いをさせていただいております。

令和5年の12月中旬頃に、市のほうから土曜日を出張で開所の旨、受託業者の方をお願いをしているところでございます。

6、令和6年1月15日、こちらが土曜日の開所について、受託業者の方から高齢者福祉センターでなく他の場所を考えておるということで、市にも調整のほうを協力してくれというふうに依頼をされております。

7、令和6年1月上旬から中旬にかけて、受託業者の方より、庄内生活体験学校と幸袋交流センターを使用したいということでの連絡を受けております。庄内生活体験学校については1年間の予約はできておりますが、幸袋交流センターにつきましては、保育課から依頼をしてほしいということで、1月中に仮予約をいたしまして、2月に起案をして手続を進めたところでございます。令和6年1月23日に、別紙のとおりということで、協議をさせていただいております。

すみません、別紙のほうを開いていただければよろしいでしょうか。こちらが1月23日の記録となります。まず1番目で、穎田高齢者福祉センター、すみません、こちらの打合せの中には、穎田高齢者福祉センターの運営をさせていただいている社協さんのほうも入っていただいております。1、穎田高齢者福祉センターの利用時間につきましては、9時から4時半まで、社会福祉協議会の職員さんの勤務時間につきましては、8時30分から17時まで、支援センターの開所時間は8時30分から17時までとなっております。開館の時間ですが、社協さんのほうはもう8時半前から来られているということで、8時半の開所は可能ということでお話を伺っております。

2番目ですが、颯田高齢者福祉センターに移転するという周知のタイミングをお尋ねいただきました。周知につきましては、議案になりますので、議会終了後の、可決された場合、議会終了後の3月20日以降でお願いしたいこととお話しております。ただもう準備に間に合わないということでございましたので、準備につきましては進めていただいても大丈夫ということでお答えのほうはさせていただいております。

3番目で、「お譲り会」というのを火曜日、木曜日に実施をしたいということで、浴室が開いてない、月水金に浴室が開いていますので、それが開いてない曜日でしたいということで、ご意見を頂いています。

4番目のWi-Fiにつきましては、市のほうが4月から設置して料金を負担するというふうにお話をさせていただいておりましたが、颯田の受託業者さんのほうにおきましては、今年の1月頃にドコモさんと契約をしたということで、2年縛りというのがあるかもということで、違約金が発生するかもしれないということでの話を伺っております。また颯田のほうはですね、受信するのが、受信自体が悪いということでのお話で、ドコモ回線がいいということでお話を伺っておりますが、市といたしましては、市が契約する見積り入札をかけますが、入札額より安いということであれば、もうこのドコモのほうを使っただいただいてもいいかなというふうな話はさせていただいております。また違約金につきましては、市のほうでの予算というのはございませんので、まず契約の内容を確認してくださいということでお話をさせていただいております。

5番目のエアコンにつきましては、どの位置に設置をされるのかということで、レイアウトを考えたいということでのお話を頂いております。エアコンにつきましては、天吊り式のエアコンで、奥の窓側のほうの、奥の真ん中か右側を想定しているということでお答えをしております。左側につきましては倉庫があるため設置ができないというふうを考えております。

6番目が受託業者のスタッフの方から、ここではできないというふうな話を頂いております。保育課の職員のほうとしてはもう9月に決定していますので、颯田高齢者福祉センターのほうでということでのご説明をさせていただきまして、分かりましたということでの話になっておりました。

7番目が、奥の窓からの転落が心配であるということで、柵などをしてもらえないかというお話を頂きましたけど、こちらも9月26日にお話した中では、そちらの事務カウンターなどを設置するというので、お子様が窓際に行くことのないように工夫するというのでのお話を頂いておりますので、私どものほうでは予算をとっていませんということでお話をさせていただいております。

9番目が浴室に子どもが行くことが心配ということですが、こちらも社協さんのほうからですね、浴室のない日につきましては、浴室の入り口の上にロックをするように、社協さんのほうでしていただいております。高いところになりますので、子どもさんの手は届かないということで、社協さんのほうからしていただいております。また柵をしてもいいが、浴室利用者も高齢者のため、複雑なものは開閉できないということで、もしするとしても、社協のほうで設置を考えられるんじゃないかというふうなお話をされております。

10番目が、お風呂の水はいつ張っているのかということでのお話ですが、社協さんのほうから金曜日には全抜きをしているということと、タイルが割れるために、水は必ず入っておるということでお話を頂いております。

11番目が、脱衣所などに子どもが入り込んだとき、特に男性の脱衣所の場合、スタッフが女性のみなので対応できないと思うというお話を頂いております。こちらも社協さんのほうが、その場合は社協の職員のほうに声をかけてもらえばいいということでのお話を頂いております。その中で、今決めてしまうことができないこともあり、苦情等も出てくると思いますが、まち協の方も協力して、そういった苦情等の対応については一緒にしてくれているという話を頂い

ております。その都度対処していきましようということでもございました。また、子どもが走り回って高齢者にぶつかってけがをしたり、浴室でけがをしてしまったということがないようにしていかないとはいけませんということで、利用しながら、いろいろなことが起こってくると思いますので、その都度解決をしていきましようというふうに社協さんのほうからお言葉を頂いております。

それでは、また元に戻っていただきまして、資料の2ページ目の9番目です。令和6年1月29日でございますが、引っ越しにつきまして、3月28日午後からの閉館についての確認をさせていただいております。2番目で、3月のお便りを2月25日から配布したいということでしたので、3月28日、29日の休館について掲載をしたいという話は頂いておりましたが、まだちょっと議決を頂いておりませんので、準備のほうをお願いしたいということでの回答をしております。4番目が、引っ越し日について、まちづくり推進課のほうにも保育課から連絡を入れてもらいたいということでも話を頂いております。

次の3ページ目の10番目、令和6年2月1日でございますが、引っ越しの梱包段ボールについて、段ボール80箱を予定しておりますということで、ほかにガムテープと宛名ラベルシールの送付をいたしております。

11番目でございますが、令和6年2月2日、引っ越し先の搬入図について、業者への指示のため、番号をふった案を送付して確認のほうをお願いしているところでございます。

12番目、令和6年2月7日に、電話機について話をさせていただいております。こちらのほうが、颯田高齢者福祉センターのほうに電話の移設をする場合に、NTTさんのほうから、線が結構遠いところから引いて来ないといけないということで、金額的に工事が数十万円かかるという話を頂きましたので、携帯電話について検討いたしました。携帯電話への転送を考えて進めておりましたが、そうすると、固定電話と携帯電話の料金が両方になるため、固定電話については中止をさせていただきたいという話をさせていただいております。また、再開の際につきましては、NTTさんに確認したところ、番号が変わるということでも話を頂いておりました。そのことは受託業者さんのほうにはお伝えしております。

13番目、令和6年2月21日でございますが、颯田交流センターの職員と社協の職員の方と、受託業者の方とで移転先の部屋の片づけをされております。この部屋というのは、今回子育て支援センターが入る部屋のところでございます。その際に雨漏りのことのお話を聞いたということで、社協さんに確認したところ、雨漏りは窓から雨が入ってくるという感じで、現在は台風のときなど、バスタオル等を敷き詰めて帰っているという話は聞いています。また、強い雨ぐらいだと降り込まないということで、やはり台風のときなどの暴風雨のときに対応が必要ということで話を伺っております。

最後に14番目、令和6年3月5日でございますが、これも別紙のほうをお願いいたします。すみません、資料のほうが3月5日になってはいますが、申し訳ございません。3月4日にまた受託業者の方とお話をさせていただいております。すみません。訂正をお願いいたします。

別紙の2ページ目をお願いいたします。別紙の2ページ目の2番目の分ですね、令和6年3月4日、こちら本庁のほうに受託業者の方が来られて、お話をお聞きいたしました。まず1番目が、受託業者の方から、危険箇所について書類を出したほうがいいと思うので持ってきたということで、懸案事項を書かれた書類を受け取りました。2番目に、受託業者のスタッフの方から、颯田高齢者福祉センターではできないというふうに言われております。市としましては移転場所が先ほどから申し上げましたとおり、颯田子育て支援センターの受託業者の方からのご希望でこちらの場所に決めておりますという話はその際もさせていただいております。あとは、利用者の要望なんて実際は聞いてないというふうにもちょっと言われております。これは私たちが確認したところ、利用者の要望があったというふうには聞いておりましたので、実際は聞いてないというふうにもちょっとお聞きいたしております。また、支援センターの職員の方

も自転車であられているということで近くがいいという話も聞いておりましたが、そんな話はしてないというふうに、ちょっと今おっしゃられましたけども、私どもは支援センターの方が自転車であられるかどうかというのは分からないということで聞いておるということでのちょっと話をさせていただいております。3番目ですが、危険箇所があり、安心して運営できないので、支援センターとしては移転先では運営はできないとのことをおっしゃられております。市としては、できないということになりますと、契約を辞退されるのか、契約を辞退された場合は違約金が発生する可能性もありますということでの話はしております。それを承知の上で辞退されるのかどうか、どうでしょうかという話をちょっとお話をさせていただいておりますが、そこまでは考えていませんでしたので持ち帰りますということで、お話を3月4日にさせていただいております。今までの経緯といたしましては以上でございます。

○委員長

すみません、3月6日も協議したと思いますので、その報告も口頭で構いませんのでお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 13:50

再開 13:52

委員会を再開いたします。

○保育課長

すみません、3月6日についてはまだちょっと記録の整理ができておりませんが、私の記憶の範囲でのお話をさせていただきます。受託業者様のほうからお話があるというふうに来られておまして、最初は受託業者の方のほうに正式に聞くのが1月しか正式に移転というのは聞いてないという話をされております。それで私のほうに9月26日にはっきりお話をさせていただきましたということで、お話をさせていただきます。最終的には行き違いというか、お互いの気持ちがそこでずれていたという話で一応その話は終わっておりますが、私のほうから今後、3月4日の日に来られたときに、受託のほうはもうこの颯田高齢者福祉センターではできないという話をされておりましたので、本当にできないのか、懸案事項を出されていますのでそちらをクリアしていけばいいのか、もうそのセンターでの開設はできないという話なのかという確認をさせていただきました。受託業者の方といたしましては10年間、この事業に携わっておりますので事業としてはやりたいということで、ただ颯田高齢者福祉センターのほうではできないというふうに最終的な結論をおっしゃられましたので、もう私どもとしては分かりましたということと、あとはもうまた内部でちょっと報告と協議をさせていただきますというふうにご話をしたところで、お話をほうをさせていただいております。

○委員長

すみません、それから見取図について写真と、ちょっと見にくいのでもう少し写真について説明していただけますか。見取図についてお願いいたします。動線で、どういうふうに入ってきて、どこを使って、どこがトイレか、どこが浴場かというような説明をお願いいたします。

○保育課長

まず右上のほうは駐車場の位置になります。1番目と2番目は駐車場の入り口のほうの写真撮っております。3番目、4番目、5番目ですが、こちらが駐車場から階段を上がるころの階段を写したものでございます。6番目も上から逆に写しているものでございます。7番目についてはセンターの入り口の自動ドアのところを写しております。8番目は、駐車場ではなく段の上から真っすぐ来られますので、そちらのほうから見た正面の写真を載せております。9番目がもう入り口に入るところ、靴を脱いで入るところになります。10番目と11番目につきましては今回の移転先の隣の談話室というか、お風呂を上がったときに休憩される部屋になります。11番目の左と12番目につきましては、今回移転する部屋の入り口を写してお

ります。13番目につきましては、この部屋の中から共有スペースのほうを見た写真でございます。14番目は中から窓のほうを写した写真でございます。15番目につきましては窓際のほうの左側のほう、ブラインドがちょっと壊れているところを写しております。16番目は右側、こちらはカーテンがつけられますのでカーテンを写しています。17番目は床のほうカーペットが少し剥がれているということをご指摘いただいていたのでこの17番目を写しております。18番目は天井の染みということでございますので18番目は染み、19番目もその染みを写しております。20番目、21番目につきましてはもともとあったエアコンの据置きやつが2台ありましたので、入り口の両サイド、そちらを写しております。22番目がここからロビーになりますけど、共有スペースのロビーを写しております。23番目につきましてはロビーから、売店側を写しております。24番目は売店の横の健康器具を写しております。25番目が売店から事務室に向かって、すみません、25番目はトイレの左横を写しております。26番目がトイレ、手前から女性トイレ、真ん中が多目的トイレ、一番奥が男性用トイレとなっており、27番目が女性用のトイレになります。28番目が多目的トイレの中です。29番目が男性用のトイレでございます。30番目が風呂場の入り口になります。右側が今回入る部屋という形で、位置的にはそういう位置になっております。31番目がこちらの30番目の本棚が真ん中にありますが、その左側を映したものでございます。32番目が、そちらのほうからお風呂場の入り口に向いて本棚を写したものでございます。33番目、34番目が男性用と女性用のお風呂場の入り口でございます。35番目が男性用の入ったところの洗面場、36番目が中の脱衣場のところになります。37番目が脱衣場の中のロッカー、38番目が浴室の入り口で、扉の真ん中ら辺から右側にある上部に社協さんのほうでロックをつけていただいております。39番目が、お風呂の中に39、40、41が浴室の中身となっております。写真については以上でございます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

何か今の説明を聞いてよく分からなかったんですけど、要はお互いに認識違いだったということなんですか。私たち、市はこう思っていた、支援センターはこう思っていたという、そういった話合いをしたっていうこと。

○保育課長

受託業者の方からの話でいきますと、そういうお話を頂いておりましたが市としましては9月16日に決定して準備も進めますということと、ここで本当にいいですねという形での確認をとっておりますし、社協の方も同行されておりますので、お聞きになっているかと思えます。また、それ以降につきましても、今追加で今までの記録をお話しさせていただきましたが、もう当然、移転をする話をしていきますので、まだ移転が、これが移転をすると思ってなかったという話を聞いたときには、私としても、3月4日に聞いたときはびっくりしたところでございます。この前、6日に話したときはもうその話を聞いた後で業者の方がそういうふうなお話をされたので私たちも振り返ると、そういうふうに伝わってなかったのかなということでの話を先ほどさせていただいたところでございます。

○兼本委員

分かりました。どちらも悪いですね、そしたら。

ところで、この施設の安全面とかそういったところがあった場合の、最終責任者、最終的に責任を取らなくてはいけないところというのは、これは何か児童福祉法とか何とかそういったいろんな法律にはあるんですか、この児童支援センターというのは、ちょっとよく分からなかったんで教えていただければと思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:01

再開 14:10

委員会を再開いたします。

○保育課長

今回、令和6年度から3年間の委託がまた始まるんですが、まずプロポーザルをさせていただいております。その審査項目の中で、事故や緊急時の指示系統、連絡体制、通報体制が明確であり、損害賠償等のリスクにも対応できるかという形で審査項目として挙げております。また契約をさせていただいておりますが、仕様書の中でございますが、保険につきましては利用者、子どもさんとその保護者及び職員等を対象とした傷害保険、賠償保険に必ず加入するという形の明記をさせていただいております。ただし発注者である飯塚市につきましては、責任のほうもあるというふうに考えております。

○兼本委員

支援センターというのは何か法律上何も問題ないんですか。市が受託業者に任せることはできるとかいう法律があるではないですか。けども、責任は誰が持つとかいうような法律とかいうのはないんですか。あくまでもその契約の段階でお互いで責任を決めるということではないんですか。

○保育課長

すみません、国の要綱というのがございまして、今言われるように委託していいというようなことは載っておりますが、今ちょっとすみません、手元になくて確認がとれておりません、申し訳ありません。ただし最終的には発注者のほうにも責任があるというふうに考えております。

○兼本委員

手元になくていいんですか、今の答弁で。いいということで話を進めさせてもらっていいんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:14

再開 14:16

委員会を再開いたします。

○保育課長

すみませんでした。国の要綱の地域子育て支援拠点事業実施要綱につきましては、今事故のあるときの責任については、確認するところ、記載のほうはないというふうに確認いたしております。また条例の中にも飯塚市の条例の中にもそういった記載のほうはございません。

○兼本委員

じゃあ結局、責任の所在は、今のところ決まってないということなんですかね。

○保育課長

最終的には飯塚市が発注者でございますので、責任のほうは飯塚市にあるというふうに考えております。

○兼本委員

分かりました。じゃあ飯塚市が責任を持って、この施設においても判断をされたということで認識していいですか。

○保育課長

はい、そのとおりでございます。

○兼本委員

ではまず最初ちょっとこの交渉記録、先ほど説明を頂きました。その中で、令和5年5月29日の保育課のほうでこの颯田高齢者福祉センターについては適した部屋がないんだと。それが何かいつしか、ここが検討されているような形になっているんですけども、これどういった判断の下、その許可を、ここで支援センターを開設しようというような判断になったんですか。

○保育課長

5月29日の段階で施設を2か所見しております。この高齢者福祉センターにつきまして、見させていただいた中で、子育て支援センターと比べたところで適してないというふうにそのときは判断いたしました。またこの記録の中にありますとおり8月末、9月中旬頃に地元の方からの候補地として颯田高齢者福祉センターの提案というのがございまして、9月26日の日に受託業者のほうの方と現地の確認をさせていただきまして、そちらでの講座のほうもやっているということと、私のほうでここは大丈夫ですか、大丈夫ですかというふうに気になるころは確認をさせていただいて、そこについてはこういうことをやりますということでの回答を頂きましたので、最終的には本当にここでよろしいでしょうかという話をさせていただきましたら、ここがいいですというふうに、そのときにお話を頂きましたので、颯田高齢者福祉センターのほうの、実際現場で活動されている皆さん方からのお声でしたので、その分で候補地を決定したところでございます。

○兼本委員

最初に5月29日に適した部屋がないということですが、具体的に何が適してなかったんですか。

○保育課長

まず5月に見たときにエアコンが壊れているというふうにお聞きしております。部屋が大きいので、当然エアコンの経費がかかります。あとは見たところ、床の剥がれが見られましたし、倉庫で使ってらっしゃる棚のほうの入り口のところも、社協の方に聞くと壊れているという話でしたので、それでもし倒れてきたら危ないということでここは適してないというふうに判断をさせていただいております。

○兼本委員

それが今度9月26日になると本当にいいんですかというお話になるわけですよ。そのときは今課長が懸念されていた部分というのは解消されるというのがもう事実としてあったということですか。

○保育課長

まずエアコンにつきましては、当然予算を伴いますので、そこで確実につけられますというのはちょっとお話しはできないんですけど、私どもとしてはもうエアコンが必要ということで、内部で協議しますという話はさせていただきました。あとは棚のほうですね、棚のほうについては、社協さんのほうが社協さんの予算で、こちらのほうは直しましょうという話をさせていただいております。またその中でお話、先ほど床の話をしましたけど床についてはジョイントマット、そちらを敷いてやりますので大丈夫というふうにお聞きしております。あとまた窓際のほうはどうしても外から見ると2階という高い位置になりますので、お子様がもしも窓際に行ったら窓を開けたらというようなご心配もありましたので、そういう話を聞きましたら、事務カウンターのほうを奥側に設置して子どもさんが窓際に行かないようにしますというような話も頂いておりますので、私どもとしては懸念したところは、そこで解消されましたし、本当に大丈夫ですかというので、確認をさせていただいておりますので、飯塚市としては候補地が決定という形でさせていただいたところでございます。

○兼本委員

そういう話は、受託者のほうにはもう話をされて、お互いに了承を得ていたということによ

ろしいんですか。

○保育課長

9月26日に現地を見たのは、受託者の方と市と保育課で見えています。先ほど確認したところは、受託者の方がこうします、こうしますというふうにおっしゃられた内容でございます。

○兼本委員

飯塚市は今度逆にそれで了承したということなんですか。

○保育課長

懸念される点につきましては解消ができるということでお聞きしています。実際、現場で活動されている方からのお話でございましたので、また飯塚市としてはそこで了承というか、決定をしたところでございます。

○兼本委員

とても大切なことだと思うんですよ。お互い契約ですからね。同意があってから初めてというのが契約ですから。そうでしょう。そこは同意があった、飯塚市としても同意したということでもよろしいんですかね。

○保育課長

飯塚市としても当然契約をさせていただいておりますので、同意はしておりますし、プロポーザルをする中でも、移転があるという話はしておりましたので、そこに受託業者の方が、もうそこを希望されているのでそこにしましょうという形でお話をしていますので、飯塚市としては了承しております。

○兼本委員

あと、先日の本会議のときにも同僚議員のほうで質問されてありましたが、この施設というのは複合施設になるんですよね。複合施設の共有部分というのを何か法律で、決まり事というのがないですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:25

再開 14:32

委員会を再開いたします。

○兼本委員

多分その社会福祉施設と児童施設が重なったような複合施設というのは、子どもたちの安全に取り組みないといけないというようなお考えだとは思いますが、今回この共有部分というところでの問題点というのは何かあるのでしょうか。

○保育課長

今回の施設は何度か施設に行って状況のほうは確認させていただいていますが、お風呂があるときは、やはり高齢者の方が部屋の中にいる場合もあるし、今回移転先である部屋の手前にある椅子に座られている場合もございます。ただもう高齢者の方につきましては、社会福祉協議会の職員の方にちょっとお願いして、お子さん、小さいお子様が通るので、お互い気をつけていきましょうというような形の話はさせていただこうと思っておりますし、受託される業者さんのほうについても、保護者の方をお願いしていただいて、部屋の中では自由に遊んでいたで、部屋から出たときについては、もう必ず手をつないで移動していただきたいという形で、お願いをしていただけたらというふうに市としては考えております。

○兼本委員

ちょっと想像ですよ。ゼロ歳児の子どもさんがいらっしゃいます。児童支援センターなんで5歳の子までいいんです。5歳の子どもさん2人、もしくは3人いらっしゃる方が利用しますとするでしょう。保護者が1人しかいなかった場合、今のお話で手をつないでいきまし

よう。できますか、現実問題。これは多分飯塚市の責任問題が出てくると思うので、ちょっとあれですけど、それで本当に安全が保てるのかどうか。うちも子どもが小さいときとか、やはり男の子とかやはり興味津々でいろんなところに行きます。いつの間にかいなくなっているときもあつたりするんですよね。そういった場合というのが、先に予想できないかなと思うんですよね。そういったときの対応が手をつないでお願いしますで、飯塚市として安全性の責任を先ほど持たれるというお話でしたけれども、本当にそれで大丈夫なんですか。

○福祉部次長

ご心配のほうをおかけしております。申し訳ございません。しかしながら委員がおっしゃいますように、子どもさんが目を離した隙にいなくなる。これは今回の案件に限らずあってはならないこと、ほかの支援センターでもそうですし、そのほかの公共施設全ての場所において子育てをしている親、私も当然昔親、昔ではないですね、今も親ですが、子どもが小さい頃は子どもを見ておりました。親の責任もあります。周りの大人たちの責任もございませぬ。私は今の飯塚市は子育てをしやすいまちにする。子育てに優しい飯塚市を目指す飯塚市の立場としては、周りの大人たちみんな子どもさんたちを見ていくという観点で、そういう共有スペース、今回は高齢者の施設ということで、高齢者の方がいらっしゃるけれども、そういった方々には小さい子どもさんたちが周りにいることで、多分、元気で走っているなということでの、安らぎ、そういったものもあると思うんですよね。そういった意味で、飯塚市が子育てしやすいまちになるためには、こういった施設で、複合施設で一緒にやることの意味もあると思っております。心配されることは分かりますけれども、それは私たち大人がみんなで子どもたちを守っていくべきことで、この颯田の今回の福祉センターに限る話ではないのではないかとこのように考えております。

○兼本委員

確かに高齢者が元気になるためにほかの自治体とかは、ちゃんと区画をつくって真ん中に保育所がある、その周りに高齢者が住んである、そしてその外に子育て世代が住んである。そういったことによって、高齢者の方がやはり子どもたちの声を聞いて元気になると、そういった計画を持った自治体があるのを知っていますし、現に活気があふれるまちになっているということも知っております。ただここに関しては、交流センターとかと違って、ちょっと危険なお風呂とかというのがあって、昨日の話だと何でしたっけ、ドアもないんだという話でしたでしょう。ドアというか、玄関、入り口のところもないとかいう話だったと思ったんですけど、ちょっともともと危険ではないのかなと。最初飯塚市も適してなかったということで思われていたという懸念事項もあったということでしたでしょう。逆に颯田交流センターを使わせてもらって、そこを使っている方をこっちに移すとかいうようなことはできなかったんでしょうか。

○保育課長

颯田交流センターに1年間空けていただくことは相談をさせていただいておりますが、今委員が言われるように、ほかのサークルの方とか地元の方を、こちらの高齢者福祉センターのほうに代わっていただいて、子育て支援センターを入れてくださいというような要望、市としての要望はちょっと行っておりませぬ。

○兼本委員

交流センターはきれいではないですか。きれいというか小中一貫校のときにできたところですよ。その辺りの提案とかをされたほうがよかったのではないかなと思っております。

もう一点が、最終的にはここでできませんという話になるわけですよ。その理由は、理由はどこでしたっけ。理由は書いてあったんですけど。これは何でここではできないというような、最終的な話になるんでしょうか。

○保育課長

3月4日に来ていただいたときにつきましては別紙の2ページ目の一番下に記載しています

とおりに危険箇所があって安心して運営ができないというふうなことをおっしゃられて、運営できないという話をちょっと頂いておりましたが、市としましては懸案の箇所等については対応して、こちらと受託業者さんとお話をさせてもらって、対応していきたいと思っていますので、昨日来られたときにもそういう話を頂きましたけど、もう一度ちょっと考えていただけないかという形で、またもし議決を頂きましたら、再度、お願いというか、お話をさせていただけたらと思っています。

○兼本委員

例えば議決しました、その後打合せに行きました、やはりできませんというふうになった場合にはどうなるんですか。

○福祉部次長

その点につきましても昨日の協議の後に私も含めたところで市の対応というのは話をしております。まず具体的に、今回、危険ということで心配をされてあると、受託業者様が感じてあるところについて、一つ一つ私たちが話す時間が今回なかったということで、それをまず話させていただきたいということで、それを聞いた上で、それでもやはり無理だということになれば、最悪の場合、もう契約は、既に契約行為ができております。ですので、疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議をするということは仕様書に明記されておりますので、その内容になるかとは思いますが、最終的にもし本当にできないということであれば、その受託業者様に降りていただくようなことで市の直営とするのか、あるいは再度プロポーザルをするのか、そういったことも含めて、もちろん考えていかなければならないとは思っておりますけど、私たちもそうしたいわけではございません。受託業者の方も昨日言っていたように、ずっとやっていた関係で、それを続けていきたいということをお母さんと手つないだり、周りの大人が気をつけましょうと。ただ中については子どもが遊んでいるので、勢いでガラスのほうに行っただけいけないので、そこについてはゲートをつけたらどうかとか、私たちのほうでも具体策を考えていたところがございます。ですので、そういったものをしっかりと判断をまずしていただきたいなということは考えております。

○兼本委員

今回この条例が出まして、急遽こういう話になったのかなと思っております。今の話の内容でいくと、当初は市としてもこの場所が適当ではないのかなと思っていたと。だけでも住民の要望等々があって、ここの場所で受託者側もやっていけるんだという話になりました。その後、いろいろあってでしょう。危険な部分もあるからなかなか難しいんだという話に変わってきているという中で、最悪の結果になった場合には、この支援センターを直営とするのか、ほかにプロポーザルでしなくちゃいけない。今後の条例が議決されれば、今の受託業者とももつと話し合ったところで、やっていくと。それが4月1日の開所というのはできないかもしれないといった内容ということではよろしいでしょうか。

○福祉部次長

そのように考えております。

○兼本委員

であるならばもう一度、受託業者さんと話し合っていて決めていただければなと思っております。当然、利用者さんのほうも、こういう状況になっているということであれば、不安に思われていると思うんです。恐らくこれ飯塚市、もうこれ説明責任というのは、絶対あるわけですよね。そういったところも含めたところでやはり考えると、私も4月1日にはちよっ

と難しいのではないかというふうに思っております。一応取りあえずちょっと今のところ、ここで一旦終わらせていただきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

子育て支援センターの目的について再確認しましょう。

○保育課長

目的といたしましては、子育てに対する不安等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進するために、地域における子育て支援センターの拠点施設として支援センターを設置するという目的でございます。

○川上委員

子どもの幸せと、それから保護者の幸せということだと思うんだけど、それからその場合、利用の対象はどういった方々が対象になるわけですか。

○保育課長

利用の対象者といたしましては、乳幼児及びその保護者が利用するというふうになっております。

○川上委員

したがって現在まで、利用してきた方々はもちろんですけども、これからそういう場が必要だという方々、あるいは市外から一時的に、いろいろ季節的なこともあって、帰省した人が利用することもあるということでしょう。

○保育課長

はい、そのとおりでございます。

○川上委員

そのときに安全問題、本会議でも審査してくれという指摘があったんだけど、ちょっと長くなったら申し訳ないけど、昨年、宮若の犬鳴川で3人の子どもが流されて水死しましたね。私も行ってきましたよ。あれはそういう危険なところだと思いました。今まで草ぼうぼうだったところを、草を排除してコンクリートの堤防を造って、防災のために。そしてそこに今まで降りにくかった川辺にわざわざ階段をつくっているわけですから。行けば子どもは楽しいと思うような場になっていましたね。でも非常に危険だと思いました。それは亡くなった後に行ったからそう思ったんだけど、本川がすぐのところであって、流れれば深みにはまる、もう逃れられないです。しかもかなり雨が降った数日後の出来事だったので、ダムの影響がなかったのかということも思うんだけど、そのときに、市役所の答弁の中で親の責任ですというのを言うかですよね。市役所が施設をつくり、事業者を雇って、そしてそういうサービスを市の責任でやろうとするわけでしょう。ですから市役所の幹部が、私たちも子育てをしましたと。議員の側も私たちも子育てをしましたと。目を離されませんよねと、社会全体で見守りましょうというのは、分からないでもないけど、ここのやり取りとは少し違うのではないかと。それで私たちは、市の子どもの命に対する安全の問題を言っているわけですね。というふうにちょっと、これはちょっと指摘をしておきたいと思えますけど、反論があったら言ってください。

それで、実は今日が3月7日でしょう。4月1日はもう間に合わないよねみたいな議論があるけど、よく冷静に考えてみれば、この別館の工事についての最初の予算要求は2年前の夏なんです。令和4年の夏にはまちづくり推進課が予算計上するんですよね、予算要求し始めるんです。そして昨年の3月の議会には1053万7千円の予算がつくんです。そのうち借金が、颯田の過疎債が460万円つくんです。何するんですかというのと、空調、電気、防水工事をしますと言うんです。それって今年でしょう。今年は今までの分を合わせると3億5851万6千円かけるんです。そして借金が96.9%あるんです、武井市長。それ

で原課は先ほどから何と言っているかということ、携帯をつけるんだったら固定電話はもったいないからどうしましょうとか、エアコンが要るかなとか、幾ら金かかるんですか。普通民間のビルを同じようなことをする場合、大家さんが。そこに子どものための施設があって借りていますよという場合、完全保証するでしょう。安全の面から、お金の面から全部。事業費が3億5800万円もあるのに市長はこの子どもたちにもうできるだけお金をかけたくないよと。できればエアコンもつけたくないような口ぶりだったね。それでまちづくり推進課と保育課はこの2年間、どういう話し合いをしてきたのかお尋ねします。

○保育課長

私どもは、昨年の予算が2千万円ということと言われてあったと思うんですけど、それはたしか設計委託でされてあったと思います。そのときに、こういった計画があるというふうにはちょっとお聞きはしておりました。今年は設計ということで聞いています。すみません。今年の初めにそしたらそれであれば、移転先を仮移転、1年間の仮移転というか、実際工事は、その当時聞いた話では令和6年6月から工事に入るというふうに聞いておりましたので、颯田の子育て支援センターの運営事業者の方にその旨はお伝えしております。まちづくり推進課からはそういった形の、大規模改修がある期間については、申し訳ないけど移転をお願いしますというふうに、令和5年度に入ってお話を聞いております。

○川上委員

3億5851万6千円かけた事業をするんですよ。そこに子どもが来るんですよ、乳幼児が。そういう計画をつくっているのに、市長が、まちづくり推進課が、なのにどういう責任を負ったのかと思うわけですよ。保育課とその仕事をしていただく事業者の関係は今る聞きました。しかし大本はこの工事があるからこの問題が起きているわけでしょう。ぎりぎりになって、ぎりぎりというか去年の夏ぐらいから、びっくりしたとか言っていたけど、ちょっとこの立てつけというか、連携はあまりに悪過ぎるのではないのかなって思うんだけど。この工事のスケジュール、入札だとか、福祉部のほうで知っていますか。

○保育課長

すみません、今言われる話については担当部署ではないので把握はしておりませんが、令和5年4月にそういう話をお聞きして、1年間かけて移転先を探すという形で、半年をめどに移転候補地を探そうというふうに考えておりました。先ほど言われました大規模改修工事が終わって令和7年度につきましては、施設のほうは、新しく今よりも利用しやすいように受託業者の方も設計の中でお話に入られて、トイレとかの改修もするようにしております。令和7年度につきましては颯田交流センター別館のほうで運営していただきたいというふうに考えております。

○川上委員

この工事は6月から2月で終わるんでしょう。

○保育課長

当初お聞きしているのは6月から年度末までというふうにお聞きしております。

○川上委員

3月議会で市長からもらった資料では、6月から2月までとなっていますけど、3月までかかるんですか。

○保育課長

昨年の段階での話ですので、今そういう提案をまちづくり推進課のほうがされているのであれば、私が聞いたところからもう1年たっていますので、その時期は変わっているのかなと思います。

○川上委員

福祉部長に聞きますが、6月着工で2月末までに完了というふうに工事概要説明でなってい

ますよね。

○福祉部長

申し訳ございません、2月までという確認は私自身とれておりません。

○川上委員

じゃあ今見てください。工事概要説明。

○福祉部長

工事内容の概要について、工期が2月までであることを確認いたしました。

○川上委員

市長、こういう状況です。かなり激しいやり取りを先ほどから見ましたけど、このときに子どもたちがいつ戻れるのか、それは戻る場所は安全なのかということはある分らない。工事をそこに書いていますけど、建築、防水、電気、給排水、空調になっていますね。これは耐震はどうなんですか。

○保育課長

すみません、提案している部署ではございませんので分かりません。

○委員長

川上委員、議案から外れないようお願いいたします。

○川上委員

新体育館を防災の最大拠点にするとか言ったんだけど、震度幾つまでもてますかと聞いたら誰も分からなかったでしょう。今度、来年2月に完了したら、またここに戻るわけでしょう。条例改正をまたしないといけないよね。12月ぐらいにするの。その場所が耐震を満たしているかどうか分からないところで、またやるということは今あなた方おっしゃっているわけやね。そういうことになりませんか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:01

再開 15:10

委員会を再開いたします。

○保育課長

颯田交流センター別館につきましては、1996年10月、平成8年の建設でございますので、耐震化には適応いたしております。

○川上委員

このサンシャインのほうは、今の段階でも極度のものが来れば別ですけど、一応新耐震基準で対応しているということですね。

それで、先ほど言ったような工事が終われば、安全な空間が確保できるということなんだけど、あなた方が移したいと言っている、センターをね、高齢福祉センター、お風呂のあるところの建物はどうなんですか、耐震は。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:11

再開 15:17

委員会を再開いたします。

○保育課長

すみませんでした。颯田高齢者福祉センターにつきましては、平成2年9月に建設というふうに、市の記録ではなっておりますので、耐震化になっているものと考えております。

○川上委員

そこでね、今の段階で、入居者である保育課がね、あるいは利用者がね、心の準備ができていないわけでしょ。いろんな体制が。なのに、大家のほうはね、大規模改修工事をやるから出ていってくれというわけにいかないじゃないですか。市営住宅でも入居者がおるのに壊したりしないでしょう。基本的に合意がとれて仕事をするというのが基本じゃないですか。ですから、先ほど私は3億5千万円の仕事が6月からの着工になっていると、市の資料によれば、なっているけど、もしこの問題が解決しないのであればね、これは工事のほうを伸ばすしかないんじゃないですか。2年も時間があつたのに、市のほうが調整できなかつたんだから。物事をそのように考えるべきじゃないんですか。で、もう96.9%過疎債、借金がもう予約がとれているんで、入札相手も決まっているんで、お金を借りる、もうここまで来たら動かせませんと、変更できませんというようなことじゃなくて、やっぱり子どもの安全とかね、それから、センターの目的に沿った使用ができるように、合意が整ってから移転着工とか、また移転先もきちんとしたところがあるでしょうけど、合意が大前提じゃないかと思うけど、これについては市長の考えをね、伺いたいと思います。

○藤江副市長

ただいま質問委員からお話ありがとうございましたとおり、やはり合意をして進めていくものだと考えております。まず、今回の件につきましては、改修工事に伴いまして、移転に伴いまして、利用者様、利用していただく保護者の方、お子様方に、ご不便をおかけしないように、4月1日から移転がきちんとできるように、私どもとしては、これまで進めてきたものと考えておりました。引っ越しの日にも決まりましたし、これまでの経緯について担当からご説明させていただきましたとおり、私どもとしては、準備を進めてきた、引っ越しの日程も確定いたしまして、4月1日からの移転に伴いまして準備を進めてまいりました。しかしながら今回このように、受託者様と、そごがあつたということを確認させていただきました。また、懸念事項につきましても、確認いたしまして、現地を確認いたしまして、確認してまいりました。私どもといたしましてはやはり、第1に、利用される保護者の方、お子様方に引き続きご利用いただくことを第1に準備を進めさせていただいておりますし、今、もう4月1日移転で準備を進めさせていただきましたので、今受託者様と、十分に詰められていなかったところにつきましては、懸念点をお伺いいたしまして、議論をさせていただきまして、このまま進めさせていただければと考えております。また、現在の交流センターに行かせていただきましたが、すごく受託者様が保護者の方、お子様に寄り添った対応をしていただいておりますし、入り口には、安全の確保をされて、パーもございました。また、手を洗いにいくときにも、お子様に保護者の方が寄り添って、手をつないで、部屋から出て手を洗いにいくなど、安全面にもすごく考慮して、今もご対応いただいておりますので、1年間移転いただく場所でも、同じように安全面を考慮してご対応いただければと考えております。しかしながら懸念点もおありということが現在分かりましたので、そこにつきましては、また協議を重ねさせていただきまして、利用者様の利便性を考えて、安全面、衛生面を考えまして、このまま進めさせていただければと考えております。

○川上委員

私は、市長、関係者の合意なしにね、移転をゴリ押ししないということが大事ではないかということをお聞きしたんですよ。この合意なしに移転を強行しないというふうに答弁ができないかと聞いたわけです。

○藤江副市長

合意していただいて進めるものと承知しております。そのため、懸念されているところを両者で、私どもと受託者様と話し合いをさせていただいて、危惧されている箇所、懸念箇所につきましては現在も伺っておりますので、その点について一つ一つクリアして実施に向けて進められたらと考えております。合意は必要なものと考えております。

○川上委員

ちょっと分かりにくかった。合意なしには移転をゴリ押ししないということをおっしゃったんですかね。私、武井さんに聞いたんだけど。

○藤江副市長

はい、合意していただいて進めるものと考えておりますので、合意いただけない場合は難しいと考えております。

○川上委員

合意いただけない場合は難しいと考えると聞きましたけど、そう答弁されましたか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:25

再開 15:28

委員会を再開いたします。

○藤江副市長

先ほど私のほうから、市と関係者との合意というふうに申し上げましたが、訂正させていただきます。市と受託者の間にはもう契約関係がございます。現在は実施に向けて、受託者と内容について協議を行っているところでございます。ですので、今回移転に伴いましては、受託者と内容について、話を進めているところでございます。

○川上委員

合意がなければ難しいと考えるということだったでしょ。それはそのまま答弁として生きているわけですか、今のは。

○藤江副市長

もう一度整理させていただきます。市と受託者では契約をさせていただいております。契約しております。実施に向けて、今は具体的な内容を話し、協議をしております。実施についての内容について、双方が納得するような形で、そこで合意という言葉を使わせていただきました。

○川上委員

先ほどずっと一貫して質問して、市の側に瑕疵があるということをはっきりしてきたつもりなんです。子どもの安全の問題について、例えば耐震の問題についても、何ら知見がないでしょう。どこが安全なのか、安全じゃないのか。今のところは安全なんですか、どうなんですか。分かりません。行った先はどうですか。分かりません。調べたら今分かりましたっていうわけでしょ。このように、ある意味では受注業者とか何か言っているけど、対等に語る資格があなた方にあるのかということが今問われているんですよ。で、契約を結んでいるから、もうこの方向でいきますよと、引っ越し業者も決めていますとか、条例案も出しているから仕方がないじゃないですかみたいなことでは進まないんじゃないかと。きちんと請け負って、支援センターで頑張ってもらっている方々、それから今利用されている人、これから利用する人もいるわけですから、そういった方とのね、やっぱり合意をきちんと大事にして、そして、必要なのは避難的な10か月でしょ。これをどうするのかという。合意を前提に物を考えていかないと、いやもう決めたからとか、条例出したからと、議会が議決してくれたからとかいうことで、1日からもうこうですよというような仕事を、武井さん、するのかと。子どもの教育とか子育てに関わってきた人が。そういうことを武井さんに聞いているわけですよ。合意なしにゴリ押しするんですか、しないんですかということを知っているわけじゃないですか。武井さんに聞いているのに、副市長が頑張るから話が難しくなってくる。合意がなくてもやるのかと。

○藤江副市長

ただいま武井市長におっしゃったと思いますが、担当の私からもう一度お話しさせていただきます。

きます。私どもは、受託者と契約をさせていただいております。その中でこの事業を利用者様、保護者の方、お子様方に、このまま、移転に伴って不自由がないように進めさせていただければと考えております。そのため、受託者の方と事業を進めるに当たって、内容、安全面、衛生面を考慮いたしまして、話を進めさせていただきたいと考えております。

○川上委員

それまでは、合意が成立するまでには移転は強行しないというふう聞き取っていいんですか。

○藤江副市長

まず第1段階として、第1優先としては、今まで協議も、受託者様とも重ねてまいりましたので、このまま4月1日に進められるように、移動ができるように、を前提に、進めさせていただければと考えております。しかしながら、話を進めていく中で、やはり、受託者様のほうで難しいということであれば、まずは利用者様にとってどのような形がよいのかを念頭に置きまして、最善の策を検討したいと考えております。

○川上委員

やり取りがかみ合っていないと思うけれども、先ほど保育課長が、受注者と話合いがつかないならば、契約をやめるとか、センターを休止するとか言いましたかね。あり得ない答弁と思うよね。

それで、発注者と受注者という、何というか、そういう立場で物を言ったり考えたりする仕事かと、これは。だから、討論じゃないからあれですけど、合意を追求するというのはいいじゃないですか。そのための時間ってありますよね。時間が。合意して手だてを打つべき時間もいるじゃないですか。その点から言えば、それでも間に合わない、合意ができないときはさ、先ほど言ったように工事を延ばしてもらう必要があるけれども、どうしてもということであれば、4月と5月まで現状で行って、その間に安全に子どもを子育て支援しながら、話合いの期間、それから、それに必要な手だてを打つ期間、これは必ずしも高齢者福祉センターのことだけを意味しませんけれども、だからもう少し柔軟に子どもの幸せにつながるような、保護者の幸せにつながるようなことをやるための時間をとるために、一旦、4月1日で高齢者福祉センターに入るといって、この条例案を一遍撤回したらどうですか。そしたら話合いがしやすいでしょ。刀抜いって話し合おうというようなことではね、やっぱり、合意形成に対する誠実な態度とは言いにくいと思う。一遍撤回してください。

○藤江副市長

繰り返しの答弁になりますが、1番には、利用者様、保護者の方、お子さんたちが継続して子育て支援センターを利用していただけることを考えたいと考えておりますので、まず、4月1日に移設ができるように、そちらを考えて話合いをさせていただきたいと思っております。しかしながら、今質問委員がおっしゃったように、時間がかかる場合もございまして、そのときに、また、今頂きましたご意見も一つのご意見として承らせていただきます。しかしながらまずは4月1日の移転を最優先に話を進めさせていただければと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤堂委員

お疲れさまです。すみません、私も1点まず確認をさせてください。先にですね、私も現場を見て、先方と話して、保育課さんとも話した中で、前提でちょっとお話をさせていただきます。その上で、確認なんですけれども、もう、先方としては、ちょっとここでは無理だよと、一旦おっしゃっていると。否決されようが、議案が可決されようが、というところなんですけど、選択肢として、市がまた新たにプロポをすると。もう一つが直営もあり得ると。昨日の段階では、その他の場所もという選択肢があったんですけれども、その点をもう一度、何かご答弁い

ただければと思います。

○福祉部次長

昨日の打合せの際には私のほうは参加しておりません。報告を受けた中での協議を市のほうで行ったものでございます。先ほど川上委員のほうから委託を直営でやる等の発言は、保育課長ではなく、私のほうから言わせていただいております。もちろんそのときにも申し上げましたけれども、切りたいわけでは当然ございません。子育て支援センターですね、先ほど私の個人的な話をしてお叱りを受けたと思っております。失礼いたしました。しかしながら子どもさんの安全管理についてですね、今まで支援センターの方たち、大変よくやってきていただきました。本当に、ほかの、庄内、穂波、筑穂、全てですね、街なかも含めて、今まで大きな事故というのは一切起こっておりません。これは私たちは本当に受託業者の方に感謝をしております。今回、颯田についても、そういった受託者の方からの、ここで大丈夫だという意見を頂いた上での決定でございました。経過を先ほど、保育課長のほうからさせていただきましたけれども。その中で、ここでやれるということの判断をした上で、今まで進めてまいったところでございますが、1月に一度、スタッフの方から難しいんじゃないかと。ただ、そちらが言ったんでしようということで、そこで終わって、納得していただいたのかなと思っていたら、3月に入って、やっぱり無理ですというお話が今回来ていると。その間の調整がどうなっていたのか、受託業者様側のお話がどうなっていたのかも、確認をしっかりとっていなかったことについては、市としても責められるところがあるのかなとは考えておりますけれども、まず、すみません、私のほうがちょっと安易に別のところ、直営でなどと申し上げましたので、不安にさせてしまったのかもしれないけれども、先ほどから副市長が申し上げておりますとおり、4月1日を目指して、受託業者の方、今まで頑張ってきた方々が、ここでできると、一番最初に言っていたときの気持ちを思い出していただけるのかどうか、再度一つ一つ不安なところを、話をさせていただきたいと。そのための時間がちょっとなかったんですね。その上で、今後についてはそういった、いろんな方法がある。その中で、昨日の話の中では別の場所もあるよねということが出たというのは聞いておりますけれども、今、市としてはここでやれる方向で頑張っていきたいと、調整をしていきたいというふうに考えております。

○藤堂委員

大前提として、子どもの安全が第1であるべきだと思っております。その上で、こうなった以上は、正直、お互いが歩み寄るしかないとも思っているのですが、私としては、プロポ、直営、あと、ほかの場所ということも、選択肢に入れて、話し合いをしてほしいなと思っています。その上で皆さん、気になっているのが、この議案がどうなれば、今後、通るのか、通らないか、どうなのかということだと思っておりますけれども、仮にこの議案が否決された場合というのは、工事の話もありますけれども、工事の話は一旦置いて、工事を延ばすという話ですね、一旦置いて、議案が否決されれば、もう住所がある場所ではできないということになるので、一旦、この事業は宙に浮くという形になるのでしょうか。

○保育課長

この議案が否決された場合につきましては、住所といたしましては、現在の颯田交流センター別館という形で残る形になります。

○藤堂委員

先ほど答弁が終わりましたが、そこでの事業実施というのは、何とか継続はできないかというのは市の判断でしょうか。

○保育課長

6月から颯田交流センター別館の工事がもう予定されておりますので、可能な時期といたしましては、5月までというふうに考えております。

○藤堂委員

分かりました。それを踏んだ上で、否決されると、5月までというのが現実的かなと。行けてもですね、工事が延びたり、早まったりしない限りは。で、仮にこの議案が可決されると、さっきおっしゃっていただいた、まずは協議をしていただく、その中で幾つかの選択肢があるという段階が一つ。仮に可決はされるけれども、やっぱり協議の段階で、ここでは無理だよねと。事業者さんプラス、市側がそれに合意するのであれば、議案は可決されるけれども、事業を継続しないという方向性としてはありなんですか、どうなんですか。

○保育課長

市としましては、颯田高齢者福祉センターのほうに、議案が可決された場合は、受託事業者の方にご理解をいただいて、調整した上でやっていただきたいんですけど、そこがなかなか難しい場合は、4月に入りますと、協議をしながら、ちょっとその間は休館という形になるかと思えます。

○藤堂委員

可決されたけど、絶対そこでしなければならないというわけじゃないということですよ。もうこうなった以上、最初に話したんですけど、お互いが歩み寄るしかないという中で、やはり選択肢があるほうがいいかなとは思っています。市側としては、もしかしたらそこでやってほしいという思いはあるとは思いますが、前提として、協議が一番大事というところを踏まえてやってほしいと思っています。以上です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

すみません。ちょっと審議も長時間に及んでますんで、コンパクトにまとめたいと思うんですけど、ちょっと1点、ポイントは、実際にですね、仮にこの移転の議案が可決されたとしても、受託事業者の方がもうこちらでやることはできないというふうになりますと、先ほどから同僚委員からもあっていますけど、なりますと、結局はどうなるのかなってところで、非常に判断にも困っているんですけど。そうなったときのできないの意味合いなんですけど、ある程度改修が、歩み寄った形で改修が整えばできる。けど今それができてないのできないという意味合いなのか、それともどういった改修が進もうとも、もうここではやりませんということなのか。るる質問がある中で、経緯のほうを詳細に報告があったと思うんですけど、合意しました。やっぱ合意できていませんでした。合意しました。合意できていませんでした。というふうなやり取りの繰り返しなので、非常にちょっと判断に困っているというのが正直な状態なんですけど。最終的に3月の時点で、何回かちょっとあちらのほうとも折衝されているということなんですけど、結論的にはできるのか、できないのか、どっちなんですか。

○保育課長

今週に入って2回、今の候補地ではできないというご意見をちょっと頂いたんですけど、私どもといたしましては、やはり受託業者の方に、一度そちらでやれると一回判断をされていますので、そういったものを、先ほど言いました改修がどこまでできるかがまた一つあると思うんですけど、受託業者の方が納得いただくような形で、一つ一つ、懸念材料が出ていますので、やれないと言われましたけど、もう一度協議の場を持ちたいというふうに考えております。

○永末委員

結論的にはできないというふうな結論で、今答弁頂いたかと思うんですけど、できないの意味が、私が聞いた、どっちなんですかね。改修をすればできるけど、今の状態ではできない。それとも、改修をしたとしても、もうやりませんというふうなところなんですかね。ちょっとご本人じゃないでしょうから答えるのもちょっと難しい部分はあるかと思いますが、実際交渉された中でどう理解されているんですか、そこは。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:49

再開 15:50

委員会を再開いたします。

○保育課長

昨日ちょっとお話をさせていただきましたが、本当の真意、受託業者様の真意については、私のほうもどちらかというのは分かりません。

○永末委員

で、ありましたら、例えばこういうことになると思うんですよね。今回議決したとしても、もしかしたらやらないかもしれない。となると、それはそういう判断はできないですよね。もし否決されたとしても、そこに居残ることになる。そうなったときに、ただ一方では、そちらの改修事業は進めなくちゃいけないっていうふうな、進むも地獄、引くも地獄というかですね、ちょっと表現的にはあれですけど、そういった状況だと思うんですけど、そうなったときにちょっとこうやっぱりもやもやするのは、一旦可決して、それから協議しますというふうな言い方なので、ちょっと非常に判断に迷うんですけど、物事の順番的には、一旦やっぱり再度ですね、協議をちゃんとしていただいて、それから協議の状況を書面なりにまとめていただいて、それをちょっとこちらに提示していただかないと、多分判断ができないんですよね。今のような答弁だとですね。ただ、副市長も答弁上で4月からは、ぜひ、やりたいというふうな話もありましたんで、例えば今議会、今議会の開会中なので、まだですね、再度、例えば今日継続なら継続で、一旦ちょっと審査させてもらって、最終日は19日ですよ。火曜日の19日なので、そこまでの間に協議を詰めていただいて、何がしかですね、そういう書面上での合意ができるのであれば、例えば1例ですけど、19日の本会議前にですね、福祉文教委員会を再度開いていただいて、そこで報告いただいて、そこが確認できれば、最終的な、私どもも判断ができるんですけど。ちょっと今の状態で、可決しました。でも実際にやっていただけませんでしたっていうのは、市としても非常に困る状態になるんじゃないかなと思うんですけど。これを執行部に聞くべきなのかちょっと分かりませんが、すみません、ちょっとそういった意味合いでのちょっと継続の要望なんですけど、諮っていただけないですかね。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:53

再開 16:21

委員会を再開いたします。

「議案第22号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」につきましては、本日の審査はこの程度にとどめ、3月18日、13時より委員会を開催し、審査いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「議案第24号 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○高齢介護課長

「議案第24号 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例」の補足説明をいたします。

議案書の41ページをお願いいたします。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものであります。

新旧対照表にてご説明いたします。42ページをお願いいたします。改正内容といたしましては、別表第3の「整備しておくべき記録」に、「身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録」を追加するとともに、内容を整理するものです。附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行いたします。

以上、簡単ではありますが、「議案第24号 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例」の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、令和6年厚生労働省令第16号の公布ということなんですけれども、この公布はいつですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 16:24

再開 16:29

委員会を再開いたします。

○高齢介護課長

失礼いたしました。公布は平成11年3月31日となっております。

○川上委員

いつと言われましたか。

○高齢介護課長

平成11年3月31日です。

○川上委員

令和6年厚生労働省令第16号と書いてありますけど。

○高齢介護課長

今回の省令の公布は令和6年1月25日となります。

○川上委員

これは実は2018年にですね、平成30年の介護報酬の改定の折に、既に身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録については、ですから、6年前になるわけですか、記録することが事業者には義務づけられていますよね。3年前には、令和3年厚生労働省令第9号が出ていますよね。それで3年間の経過期間があって、令和6年から実施ということになっておると理解しておるんですけども、市が今条例改正をする理由をお尋ねします。

○高齢介護課長

現在は、施設系とか居住系、多機能系の施設に対して、記録の整備が義務づけられておりました。今回、この省令の改正に伴いまして、追加で訪問介護とか訪問看護、通所介護、居宅介護支援といった全ての介護施設について記録の整備が義務づけられましたので、今回、条例を改正しております。

○川上委員

この条例改正との関係なんですけれども、もともとは虐待ゼロ、それから身体的拘束ゼロから出発しているわけですね。ところが実態はそうなかなかならないという状況の下で、適正化というのが打ち出され、そして記録を必ずということになっているんですけども、ここで書いてある文言がありますけれども、緊急やむを得ない場合の身体的拘束要件について、「切迫性」、「非代替性」、「一時性」という要件があると思えますけれども、今回のこの記述は、サービス系全体に広げるというのは、この3つの要件をきちんと記録を下さいよという趣旨

なんですか。

○高齢介護課長

そのとおりでございます。

○川上委員

この記録は、行政としては誰が見ることができるんですか。

○高齢介護課長

うちの事業所係のほうで運営指導とか、例えば、虐待の通報があったときに立入調査をしたときの際とかにですね、こういう記録を見せていただいて、緊急やむを得なかったのか、それとも必要以上の拘束をしたのかとか、そういったところの判断材料として、職員が見るような形になります。

○川上委員

飯塚市職員が立ち入って見ることができるという答弁でしょうか。

○高齢介護課長

虐待等の調査、立ち入りについては、市が保険者としてまいりますので、市の職員が行きます。

○川上委員

それはどういう条件の下で行けるんですか。何か市で決定をして行くようなことなんですか。それとも、課長が来ましたと、見せてくださいというようなことなんですか。

○高齢介護課長

例えば、虐待の通報とかそういったことで疑わしい場合があったときに、緊急性がある場合とかは、前もってお知らせをしていたらまたいろいろありますので、当日の朝とか連絡を入れて、市の職員が当然参ります。

○川上委員

福岡県はこの記録については、どういう関わり方をするんでしょうか。

○高齢介護課長

まず最初は、先ほど言いましたように市のほうが保険者として立入調査を行います。そのときに、情報収集した分とか記録の分については、今度、県のほうと、県の管轄であれば県のほうと相談しながら、その後の事務を進めてまいります。

○川上委員

事業者が作成する記録等となっているけど、記録について飯塚市がそのものを手に入れたり、あるいは写しを手に入れたりということはできるわけですね。

○高齢介護課長

写しのコピーとかを飯塚市のほうがその場でもらうことはできます。

○川上委員

福岡県は同じようなことができるわけですか。

○高齢介護課長

県も同じようなことができます。

○川上委員

これは立入調査証だとか、そういうのはなくてできるわけですね。職員である身分証明だけでできるわけですか。

○高齢介護課長

立入調査をする際には、立入りの通知書と職員はそれぞれまた身分証を持っておりますので、その身分証を携帯して立入調査をするようにしております。

○川上委員

それは当日の朝来ましたということで、これが立入りに関する通知ですよと見せれば、普通

抜き打ちとか言ったりするけど、それでできるわけですね。分かりました。終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第24号 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第32号 財産の譲渡(旧山口コミュニティセンター建物)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○生涯学習課長

「議案第32号 財産の譲渡(旧山口コミュニティセンター建物)」について、補足説明させていただきます。

議案書の67ページをお願いいたします。生涯学習課の所管施設であります旧山口コミュニティセンターは、平成15年2月に福岡県から旧筑穂町に譲渡された施設であり、1市4町合併後、建物の耐用年数である22年間を経過するまでは、譲渡先である飯塚市が所有すべきものとされており、これまで地元の山口自治会との間で無償貸借契約を締結し、自治公民館として活用されてきました。その後、令和2年3月に貸与年数が過ぎたことから、飯塚市公共施設等のあり方に関する第一次実施計画に基づき、山口自治会と協議を続けてまいりましたが、このたび、地元での受け入れ態勢、同意が整い、地域の地縁団体としての認可手続も完了したことから、本定例会におきまして、無償譲渡に関する議案を提案するものでございます。

無償譲渡の取組を進めるに当たり、集会所等の移譲方法について並びに公共施設等のあり方に関する実施計画を実施するに当たっての基本的な考え方に基づき行うこととしておりますが、今回譲渡する施設は築25年が経過して老朽化していることから、さきの12月定例会にて予算承認いただきました解体撤去に要する費用を補償費として、その他移譲に要する費用である登録免許税や地縁団体認可に要する費用とともに、今後、山口自治会に支出する対応を予定しております。

なお、旧山口コミュニティセンターにおける建物につきましては無償譲渡でございしますが、旧山口コミュニティセンター敷としての土地につきましては、今後も市有財産使用貸借契約を締結し、無償で貸与いたします。

以上、簡単ではございますが、「議案第32号 財産の譲渡(旧山口コミュニティセンター建物)」についての補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第32号 財産の譲渡(旧山口コミュニティセンター建物)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載の報告事項の2から4までの3件について、報告したい旨の

申出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「第4期飯塚市障がい者計画及び第7期飯塚市障がい福祉計画・第3期飯塚市障がい児福祉計画の策定について」、報告を求めます。

○社会・障がい者福祉課長

令和6年度から11年度までを計画期間とする「第4期飯塚市障がい者計画」、令和6年度から8年度までを計画期間とする「第7期飯塚市障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」を策定いたしましたのでご報告いたします。

この計画につきましては、以前から市民意見募集をしまして、最後にもう一度施策推進協議会にかけまして、施策推進協議会のほうから答申をすることになっておりまして、2月16日に本協議会から市長に答申を受けて策定しております。簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承をお願いいたします。

次に、「飯塚市学校給食調理等業務の受託候補者特定について」、報告を求めます。

○学校給食課長

「飯塚市学校給食調理等業務の受託候補者特定について」、報告いたします。本年度末で契約満了となります飯塚第二中学校区、飯塚第二中学校及び飯塚東小学校、それから、幸袋中学校区、幸袋小学校及び幸袋中学校、それから、穂波東中学校区の穂波東小学校及び穂波東中学校の調理等業務受託業者の選定について、飯塚市給食運営審議会へ諮問し、受託候補者の特定について答申がありました。

次に、受託候補者特定までの経過でございますが、令和5年9月29日に飯塚市教育委員会から飯塚市給食運営審議会へ受託候補者の選考について諮問があり、飯塚市給食運営審議会では、10月5日に第1回飯塚市給食運営審議会を開催し、専門部会を設置し、10月12日から募集を開始したところ、企画提案書の締切りまでに、3つの契約に対し2者から申出がありました。

この2者に対しまして、令和6年1月19日に第1回専門部会で第一次審査として企画提案書等資料の書類審査を行い、1月30日に第2回専門部会でヒアリング審査等による二次審査を行った結果、2者が受託候補者として特定されました。

また、穂波東中学校区2校の調理等業務受託業者の選定につきましては、別日程で再募集を行った結果、2者から企画提案書の提出があり、この2者に対しまして、令和6年2月7日に第1回専門部会で第一次審査として企画提案書等資料の書類審査を行い、2月21日に第2回専門部会でヒアリング審査等による二次審査を行った結果、1者が受託候補者として特定されました。

次に資料をお願いします。答申日が令和6年1月30日と表記しております答申書をお願いいたします。表紙の次の1ページ下段、2の受託候補者をお願いいたします。飯塚第二中学校区給食調理等業務につきましては、「株式会社共立ソリューションズ」が受託候補者となったものでございます。次に、幸袋中学校区給食調理等業務につきましては、「シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社」が、受託候補者となったものでございます。

次に、表紙の答申日が令和6年2月21日と表記しております答申書をお願いいたします。表紙の次の1ページの2の受託候補者をお願いいたします。穂波東中学校区給食調理等業務につきましては、「株式会社共立ソリューションズ」が受託候補者となったものでございます。

なお、2ページの3の特定理由、3ページの採点結果の説明については、省略させていただきます。

今後はこの答申に基づきまして、受託候補者として特定された事業者と委託契約に向けた事務を進めてまいります。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

審議会のメンバー構成をちょっと詳しく説明していただけますか。

○学校給食課長

飯塚市給食運営審議会の委員構成でございますが、小中学校校長代表2名、小中学校給食主任代表2名、飯塚市PTA連合会代表の2名、福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所代表1名、教職員代表2名、教育委員会において必要と認める者1名、それから、その他臨時員として、委託実施予定の学校長または職員代表2名、PTA代表の2名、栄養教諭代表の6名、計20名でございます。

○川上委員

安全の問題については、どういう意見とか、審査のことなどが議論になったのでしょうか。

○学校給食課長

調理におけます安全の面、それから、児童生徒の喫食の段階での安全性ということで、審議の中では、まず第一次審査で書類審査がございます。衛生管理マニュアル等の書類の提出、それに基づいての書類審査を行っております。それから第二次審査につきましてはプロポーザル方式によりまして、事業者から企画提案書等のご提案があり、それに対する質疑がっております。その中で、安全面ということで、事業者の調理職員、調理員の衛生管理に対する理解、それから研修体制等実施を行っている。それから、緊急時の対応の職員の体制等、そのようなことの質疑、それから回答がっております。

○川上委員

緊急時の対応というのはどういう意味ですか。

○学校給食課長

緊急時と申しますのは、異物混入等の対応でございますが、場合によっては児童生徒の口に入るような危険異物もございますので、そういったものの対応として、事業者がその場での確認を行うなどして、学校、また教育委員会への報告、情報共有を行っております。

○川上委員

評価項目の3に「危機管理」と書いてありますね。これはどういった視点なんでしょうか。

○学校給食課長

評価項目で3. 危機管理、この分につきましては先ほど申し上げました食中毒発生時の対応、その防止策が講じられているのか、また、異物混入時の対応とその防止策が講じられているのかという視点で、実効性のある具体的な対策が講じられているのか。また、食中毒発生時の体制が適切に記載されているのかというような評価のポイントがございます。

○川上委員

その上に2番として、「学校給食における安全衛生管理」とありますね。これはどういうことですか、これは。

○学校給食課長

2番の学校給食における安全衛生管理、この分につきましては先ほどの評価項目でございますが、まず、衛生管理体制が構築されているか。それから、衛生管理として会社独自のマニュアルが整備をされているのか。それから、学校給食衛生管理基準を十分理解して取組を行い、基準が遵

守されているのかというところで、手洗い、加熱処理、加熱処理の確認、それから、汚染・非汚染作業区分等それらの重要性を認識しているのか、また、それらの方法及びタイミング、留意事項等をきちっと理解をしているのかというところでございます。

○川上委員

1番の、下から来ていますけど、「経営状況及び実績」というのはどういった点を見るんでしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 16:57

再開 17:02

委員会を再開いたします。

○学校給食課長

失礼いたしました。評価項目の基本事項でございますが、経歴及び経営状況につきましては、売上高、それから経常利益率について、事業者から財務諸表等の提出をお願いしております。その中で直近の決算期間の売上高、経常利益率を算出いたしまして、評価の指標として5段階で評価しております。

○川上委員

これらの事業所で働く労働者職員の賃金、時給はどれぐらいになっていますか。

○学校給食課長

見積りの内訳書の中で記載がありますが、パート従業員さんが――。すみません、従業員さんの時給については、すみません、把握ができておりません。

○川上委員

先日、3日ぐらい前かな、NHKで委託業者がもう続けられないということで、もう給食が止まった高校の例があっていましたね。それで、委託5年間なんですけど、5年間、もし途中で事業を維持できなくなった場合はどういう対応をするようになっていますか。

○学校給食課長

仕様書の中に業務の代行といたしまして、万が一でございますけども、受注者が学校給食業務代行保証への加入を義務づけております。この加入により、万が一の給食の提供が停止となった場合は、業務を代行するという内容でございます。

○川上委員

それは保証人がいるという意味ですか。

○学校給食課長

保証人等ではなくて、日本給食サービス協会への加入証の写しを提出いただくということで、お願いをしております。

○川上委員

ちょっと分かりにくいです。その会社ができなくなったときはどうなるんですか。

○学校給食課長

この日本給食サービス協会への加入、これは給食調理業務の会社が多数加入しております。万が一給食ができない場合は、その加入をされてある業者さんがその地に赴いて、業務を代行するという仕組みになっております。

○川上委員

それができてないところがあるわけですね。だから、それはなぜなのかというふうに思ったりするんだけど、場合によっては直営で対応するという覚悟も持っていなければ給食が止まってしまう危険があるなというふうにちょっと思いました。

それから、先ほど聞き漏らしたんだけど、この間子どもが亡くなったでしょう。小学校1年

生の子が。それで、食材を切っておけばよかったのかという気もするんだけど、給食時間が短いですね、今。それで、昼休みに子どもは遊ばないといけないからですね、急いで食べてという背景もあったりするんじゃないかと思うけど、それから言えばなおのことですね、昼休み時間を少し長くできないのかというのはあるんだけど、そういう現状すぐいかないのであればですよ、食材の調理の方法について、せめて小学校の低学年のところは、保育所の年長さんとあんまり変わらないような工夫も要るのではないかと思うけど、そうしたことはこの業者と話ができるんですか。

○学校給食課長

本市では直営と委託業者含めまして調理をしておりますので、調理の工夫、また時間の調整等は各調理業者並びに直営の業者と今後調整、話合いの機会等を持つことができればと思っております。

○教育部長

ただいまの学校給食課長の答弁の補足でございます。今質問委員が言われておられる痛ましい事故が2月26日に発生したわけでございます。翌2月27日には、県のほうから緊急の通知が参っております。また併せまして、本教育委員会におきましても各学校に緊急で連絡のほうをしております。内容としては当然、昨日の痛ましい事故についてその原因、窒息ということ、それが起こらないようにということで、併せて、翌日、2月28日には校長会がっておりますので、校長会の中でも再度、それは文書通達によって、給食をまずはよくかんで食べるという指導をしてくださいということをお願いをしているところです。

質問委員が言われますように、そもそも食材を小さく切っておけば、そういった事故も起こらないのではないかと、そういった協議というのが業者のほうとできるのかというお問合せですけれども、今のこの業者だけではなく、本市の直営、筑穂地区でございますけれども直営、またそれ以外は委託業者ということですので、全体に係る問題でございます。メニューについては栄養教諭などが中心になってメニューのほうを作成しておりますので、そういった関係職員また関係団体を含めたところでの協議が必要になってくるかというふうに考えております。

○川上委員

その際にですね、学校給食について、このような形で委託してしまうと、市の管理栄養士とかが業者に指揮をすることが難しいのではないかと。例えば偽装請負ということにもなりかねないし、だからそのところを整理しながら、必要に応じて業者にも、このような手だてをとるように話をしていく必要があると思うけど、その際には委託料に関わることもまた出てくるかもしれませんよね。そんなことをちょっと心配しております。安全対策をよろしく願います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承をお願いいたします。

次に、「飯塚市行政経営戦略推進ビジョン・プランの策定について」、報告を求めます。

○業務改善・DX推進課長

「飯塚市行政経営戦略推進ビジョン・プランの策定」についてご報告いたします。

行政経営戦略推進ビジョンにつきましては、前回ご報告させていただきました素案からの主な変更点についてご説明させていただきまして、その後、プラン全体のうち本委員会が所管している項目についてご報告させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、前回のご報告の際に申し上げました市民意見募集でございますが、期間中に6件10項目についてご要望やご意見をいただきました。

中には、制度的なご要望もございましたが、主なものをご紹介しますと、生成AIの活

用や自治会のデジタル化、公共施設の必要性についてのご意見や、スマートシティ飯塚はよいが、市民には理解しづらいので具体的な手段や方法、行動が必要ではないかなどのご意見をいただきました。

前回の委員会報告の際にいただきましたご意見や市民意見等を踏まえ、行政経営戦略推進審議会にてさらに議論を深めていただきました結果、主に次の点について変更いたしております。

資料1 飯塚市行政経営戦略推進ビジョンの10ページをお願いいたします。

素案では、目指す姿を、「時代の変化をも追い風に成長を続けるスマートシティ飯塚」としておりましたが、「スマートシティという言葉は市民には理解しづらく、国が使っているスマートシティと混同してしまうのではないかなどのご意見もあり、変更いたしております。

「いつでも どこでも つながる 飯塚市」は、業務改善、改革において大きな役割を果たすデジタル技術の特性である、時間や場所に捕らわれず「つながる」ことができるという意味と市民目線の改革により、市民と本市がより一層「つながっていく」という意味を込めたものとなっております。また、具体的な目指す姿として、「誰もが快適に生活し、『住みたいまち 住みつづけたいまち』として選ばれている。」、「飯塚市に愛着を持った職員が生き生きと働き、市民のために新たな価値を生み出している。」、「様々なデータがつながり、多角的に活用されることによって、あらゆる課題が克服されている。」の3項目を掲げております。

次のページをお願いいたします。目指す姿の実現後を分かりやすく理解していただくために、「つながる」をキーワードとして、具体的なイメージをいくつか例示させていただいております。

次に15ページをお願いいたします。成果指標でございますが、素案では「市民意識調査」における飯塚市のまちづくりの取組に対する満足度・重要度の行政経営分野の項目を指標といたしておりましたが、市民意識調査が毎年実施するものではないことから、適切ではないのではないかとご意見をございまして、変更いたしております。

市民目線の指標として、オンラインで完結できる手続き件数と窓口アンケートにおける満足度を、職員目線の指標として働き方改革に関する職員アンケートにおける満足度を、財政的な指標として経常収支比率を掲げております。

なお、指標の一つとしております窓口アンケートでございますが、現在、全庁的な窓口アンケートを行っていないことから、現状を正確に把握するため、令和6年度に年間を通じたアンケートを実施した後、基準値及び目標値を決定したいと考えております。

また、前回の委員会報告の際にもご説明いたしましたが、今後、財政見通しを策定した後に成果指標を見直すことといたしております。

続きまして、プランについてご説明いたします。資料2をお願いいたします。大分類、小分類として、ビジョンにおける改革の体系ごとに分類するとともに、さらにプランの取組項目ごとに分類した一覧になります。

個別の取組項目名、その目的、内容及び目標となります3年後の目指す姿を記載いたしております。全体では、96項目に取り組むこととしており、福祉部におきましては10項目、教育部におきましては3項目に取り組むことといたしております。取組ごとの詳細につきましては説明を省略させていただきます。

なお、本ビジョン及びプランの進捗状況につきましては、毎年、行政経営戦略推進審議会にて評価やご助言などをいただくとともに、その内容を議会にご報告させていただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。なお、飯塚市行政経営戦略推進ビジョン・プランにおける具体的な取組に関する質疑については、当委員会の所管に関するものにとどめてい

ただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承ください。

これをもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。長時間お疲れさまでした。